

第 5 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和6年2月27日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和6年2月27日（火曜日）

午前9時59分開議
午後0時39分休憩
午後0時45分開議
午後0時57分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

議案第2号 令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

議案第7号 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

議案第16号 令和5年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

議案第17号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議案第18号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

議案第20号 令和6年度熊本県一般会計予算

議案第21号 令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

議案第25号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議案第26号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第32号 令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

議案第33号 令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

議案第37号 令和6年度熊本県電気事業会計予算

議案第38号 令和6年度熊本県工業用水道

事業会計予算

議案第39号 令和6年度熊本県有料駐車場

事業会計予算

議案第54号 熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 財産の減額貸付けについて

議案第63号 財産の取得について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①チッソ株式会社に対する平成7年政治解決一時金貸付の支払猶予について

②地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画について

③第二次熊本県再犯防止推進計画の策定について

令和5年度経済環境常任委員会における取組の成果について

出席委員（8人）

委員長	吉田孝平
副委員長	池永幸生
委員	吉永和世
委員	池田和貴
委員	内野幸喜
委員	前田憲秀
委員	岩田智子
委員	住永栄一郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長	小原雅之
政策審議監	上田哲也
環境局長	坂野定則
県民生活局長	永江昌二
環境政策課長	枝國智子

水俣病保健課長	入 田 秀 喜
水俣病審査課長	佐 藤 豊
環境立県推進課長	吉 澤 和 宏
環境保全課長	村 岡 俊 彦
自然保護課長	蓑 田 公 彦
首席審議員	
兼循環社会推進課長	鈴 和 幸
くらしの安全推進課長	東 田 智 裕
消費生活課長	三 角 登志美
男女参画・協働推進課長	板 橋 麻 里
人権同和政策課長	早 田 吉 秀
商工労働部	
部 長	三 輪 孝 之
総括審議員	
兼産業振興局長	内 藤 美 恵
商工政策課長	池 永 淳 一
商工振興金融課長	田 浦 貴 久
労働雇用創生課長	時 田 一 弘
産業支援課長	辻 井 翔 太
エネルギー政策課長	岡 山 公 明
企業立地課長	元 田 啓 介
観光戦略部	
部 長	原 山 明 博
政策審議監	脇 俊 也
観光国際政策課長	櫛 本 麻 理
観光企画課長	川 寄 典 靖
観光振興課長	石 井 利 幸
販路拡大ビジネス課長	宮 崎 公 一
企業局	
局 長	竹 田 尚 史
総務経営課長	馬 場 幸 一
工務課長	伊 藤 健 二
労働委員会事務局	
局 長	吉 野 昇 治
審査調整課長	守 屋 芳 裕
事務局職員出席者	
議事課課長補佐	楨 原 俊 郎
政務調査課主幹	村 山 智 彦

午前9時59分開議

○吉田孝平委員長 ただいまから第5回経済環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 環境生活部でございます。

議案等の説明に入ります前に、最近の取組について、2点御報告申し上げます。

1点目は、元日に発生しました令和6年能登半島地震への支援についてでございます。

環境生活部では、熊本地震等の災害経験を踏まえ、発災直後から、石川県に対して、災害廃棄物処理に係る対応等について助言を行うとともに、環境省からの協力依頼を受け、1月23日から延べ7名の職員を石川県及び被災市町村に派遣しております。

また、災害時の避難所や仮設住宅等では、性被害、性暴力やDVなどの発生リスクが高まることから、令和2年7月豪雨災害のときに作成しました被災地における女性に対する暴力等の未然防止啓発ポスター等を送付し、対応の必要性について情報提供をしております。

熊本地震や令和2年7月豪雨では、全国から多くの支援をいただきました。その恩返しができるよう、本県の経験やノウハウを伝えながら、しっかりと息の長い支援を行ってまいります。

2点目は、半導体関連企業等の集積に伴う

環境保全の取組についてでございます。

化学物質等による環境悪化を懸念する意見が寄せられていることから、新たに規制外の物質を対象としたモニタリングを実施しております。

昨年8月から地下水の採取等を開始するとともに、今月1日には、専門家等で構成する環境モニタリング委員会を開催し、モニタリング方法についての様々な御意見をいただきました。

今後も、専門家の御意見を踏まえ、工場稼働前後の環境の変化を確認し、検証を進めるとともに、正確な情報発信を行ってまいります。そして、これらの取組により、県民の皆様に安心していただける環境を守ってまいります。

また、この新たな環境モニタリングや地下水保全の取組など、県が実施している環境保全に向けた取組について、県民の皆様に理解してもらうためのパンフレット及び動画を作成中でございます。3月末には完成しますので、この県の取組を県民の方々に周知できるよう努めてまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要について御説明いたします。

今回提出しております議案は、予算関係3件でございます。

まず、令和5年度2月補正予算でございます。

令和5年度2月補正予算説明資料をお願いいたします。

1ページをお開きください。

一般会計の合計で4億9,100万円余の減額補正をお願いしております。

その主な内容は、水俣病総合対策費等扶助費が当初の見込みを下回ったことによる減額等でございます。

また、繰越明許費や債務負担行為の設定についてもお諮りしております。

次に、令和6年度当初予算でございます。

別冊の令和6年度当初予算説明資料の1ページをお願いいたします。

一般会計合計欄のとおり、総額147億7,900万円余を計上しております。

令和6年度当初予算につきましては、いわゆる骨格予算として編成しているため、人件費等の義務的経費や年度当初から着手することが必要な事業経費が中心となっております。

主な取組について、環境分野、県民生活分野、そして水俣病問題への対応の順に説明いたします。

まず、環境分野では、ゼロカーボン社会・くまもとの実現に向け、県民のゼロカーボン行動の定着促進に向けた普及啓発や環境教育等の取組を進めてまいります。

また、省エネ設備への更新や燃料転換を促すなど、産業分野での取組を進めるとともに、県の率先行動として、再生可能エネルギーや電動車の導入などに積極的に取り組んでまいります。

さらに、プラスチックごみ対策や国立公園等の施設整備、生物多様性の保全に係る鳥獣保護、管理など、熊本の豊かな自然環境の保全、活用にも取り組んでまいります。

なお、冒頭御説明いたしました環境モニタリングをはじめとした半導体関連企業の進出に伴う地下水保全対策の強化や有機フッ素化合物の県内全域での水質調査についてもしっかりと取組を進めてまいります。

次に、県民生活分野では、消費者被害の未然防止、早期救済のため、消費者行政の充実強化を図るとともに、女性が生き生きと活躍できる熊本の魅力を県内外に発信し、女性の社会参画推進に取り組むほか、熊本県人権月間をはじめとした人権に関する広報啓発の充実、性暴力などの犯罪被害者への支援など、県民の生活を守り、安全、安心で住みよい暮らしの実現に向け取り組んでまいります。

次に、水俣病問題への対応につきまして

は、認定審査を丁寧かつ着実に進めるとともに、進行中の裁判や行政不服審査にも適切に対応してまいります。

さらに、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々や御家族の希望を丁寧に酌み取りながら、日常生活の支援等にも引き続き取り組んでまいります。

続きまして、熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算でございます。

チッソ県債に係る元利償還金として、25億1,800万円余の予算を計上しております。

これらにより、一般会計と特別会計を合わせた環境生活部の令和6年度当初予算額は、172億9,800万円余となります。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、その他報告事項として、チッソ株式会社に対する平成7年政治解決一時金貸付けの支払い猶予など、3件御報告申し上げます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○吉田孝平委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○枝國環境政策課長 環境政策課でございます。

説明資料、令和5年度2月補正予算の2ページをお願いいたします。

公害対策費について、環境政策課の職員給与として、89万円余の減額補正をお願いしております。

職員の給与は、前年度に在籍していた職員の給与を基に、当初予算を編成しておりましたので、今年度の職員給与に合わせ補正するものです。

なお、職員給与の補正につきましては、各

課とも同様でございますので、各所属からの説明は省略させていただきます。

次に、説明資料、令和6年度当初予算の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計、公害対策費ですが、右側の説明欄を御覧ください。

1、職員給与費は、本年1月1日現在で在籍する職員の給与を基に算定しております。

この職員給与費につきましても、各課同様ですので、各所属からの説明は基本的に省略させていただきます。

2、公害対策促進費は、国などとの連絡調整に要する経費をはじめ、部長秘書業務の委託や部内の政策立案などに必要な経費のほか、半導体関連企業集積に伴う環境保全の取組について、県民に周知を図るための広報ツールの作成経費などを計上しております。

3、環境立県推進費の水銀フリー推進事業は、水銀を使用しない、いわゆる水銀フリー社会の実現に向けた情報発信や水銀研究留学生への奨学金などに要する経費を計上しております。

次に、3ページのチッソ株式会社貸付金県債償還等特別会計繰出金は、平成7年政治解決時の一時金県債などの元利償還に充てるために繰り出すものです。

一般会計は以上です。

4ページをお願いします。

チッソ県債に係る特別会計ですが、各予算については、平成12年の閣議決定に基づく金融支援抜本策に沿いまして、チッソの今年度の決算が経常利益14億円にとどまり、チッソからの返済可能額が来年度も0円となる見通しとして算定しております。

まず、1段目及び2段目は、患者県債の元金及び利子の償還、3段目及び4段目は、平成7年政治解決時の一時金県債の元金及び利子の償還に要する経費です。

5段目の特別貸付金は、チッソからの返済が不足する額の一部について特別県債を発行

し、チッソに貸し付けるものです。

続く5ページの1段目及び2段目は、特別県債の元金及び利子の償還、3段目及び4段目は、平成22年水俣病特措法による救済のために発行した一時金県債の元金及び利子の償還に要する経費でございます。

環境政策課は以上です。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

2月補正予算説明資料の3ページをお願いいたします。

2段目、公害保健費については、1,500万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄2、水俣病総合対策事業費の減額は、療養費等の見込額が対象者数の減少等により予算額を下回るものによるものでございます。

3の国庫支出金返納金の増額は、令和4年度の国庫補助金の確定等に伴い、余剰額を国に返納するものでございます。医療事業における対象者数の減少が主な要因でございます。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

胎児性患者等の地域生活支援事業及び情報発信支援事業として、1,500万円余の設定をお願いしております。いずれも施設整備関係であり、設計協議等に時間を要したため、事業が年度内に完了しない事態を想定し、設定するものでございます。

5ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

水俣病総合対策事業等委託業務として、水俣病審査課分も含め、7,300万円余をお願いしております。

これは、相談窓口等の業務を委託するものですが、年度当初からの実施に向け、今年度中に契約を締結するため、設定するものでございます。

続いて、当初予算説明資料の6ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、83億3,800万円余を計上しております。

右側説明欄1、公害被害者救済対策費で、(1)の情報発信支援事業は、水俣市などが行う情報発信の取組に対する補助、(2)の地域づくり推進事業は、慰霊碑やもやい祭りなどの取組に対する補助でございます。

次の2、水俣病患者保健福祉事業費は、認定患者の御家庭を保健師が訪問し、療養指導を行うものでございます。

下の3、水俣病総合対策事業費で、(1)の地域生活支援事業は、家事援助や外出支援など、胎児性患者等の地域生活支援に要する経費、(2)の扶助費は、療養費の支給などに要する経費、(3)のリハビリテーション支援事業は、水俣病被害者等へのリハビリの実施に対する補助でございます。

水俣病保健課は以上です。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課です。

2月補正資料の6ページをお願いします。

2段目、公害保健費ですが、2,200万円余の減額補正をお願いします。

説明欄、公害被害者救済対策費の(1)公害健康被害認定審査会は、年度内の審査会の開催状況等を踏まえ、(2)水俣病認定検診費は、年度内の検診等の実施見込みを踏まえ、また、(3)争訟対策費は、裁判や行政不服審査に係る年度内の審理日程等を踏まえた所要見込額の減でございます。

続きまして、当初予算資料の8ページをお願いします。

2段目、公害保健費でございます。

説明欄の1、公害被害者救済対策費ですが、(1)は、審査会の運営に要する経費でございます。

(2)は、審査の前提となる疫学調査や検診に要する経費でございます。

(3)は、裁判や行政不服審査に対応するための経費でございます。

次に、2、水俣病総合対策事業費ですが、(1)の治療研究事業は、水俣病の認定申請後1年を経過した方等で、一定の要件を満たす方に対して、認定または棄却決定までの間、医療費を支給する事業でございます。

9ページの(2)水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業は、熊本大学と水俣・芦北地域等の医療機関をネットワークで結び、大学の医師から専門的な助言や指導等を受けられるようにする事業でございます。

水俣病審査課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

2月補正予算説明資料の7ページをお願いいたします。

1段目の職員給与費の補足です。

財源内訳のその他の欄の646万円余の特定財源ですが、これは、九州電力からの派遣職員の給与相当額の企業版ふるさと納税を財源充当するものです。

2段目の計画調査費の419万円余の減額については、くまもと地下水財団への負担金に係る減でございます。

次に、3段目の公害対策費です。

右側の説明欄の1、環境保全基金積立金は、運用利息確定に伴う増です。

2の地下水保全対策費及び3の(2)の2050くまもとゼロカーボン推進事業の財源更正は、地方債を充当するものでございます。

8ページをお願いいたします。

(3)球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業は、球磨川流域の断熱リフォーム等を支援する事業ですが、申請件数が少なかったことによる減でございます。

2段目の工業用水道事業会計等繰出金は、電気代高騰に伴い、企業局において、いわゆるコロナ交付金を活用するための繰出金の増

額等でございます。

9ページをお願いします。

繰越明許の設定です。

環境センター運営事業は、設備改修工事、2050くまもとゼロカーボン推進事業は、県南の八代、芦北、球磨の振興局に太陽光発電設備の設置工事、球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業は、補助対象の住宅工事がいずれも年度内に完了しない見込みであるため、繰越しの設定をお願いするものです。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定については、地球温暖化防止活動に係る啓発業務を年度当初から行うための債務負担行為を設定するものです。

続きまして、当初予算説明資料10ページをお願いいたします。

10ページ、2段目の計画調査費です。

右側の説明欄の1、公営企業貸付金については、13ページにあります工業用水道事業会計等繰出金と併せて説明させていただきます。

まず、10ページの貸付金でございますが、企業局の工業用水道事業の資金不足に対して、一般会計から貸付けを行うものです。

一方、13ページの繰出金は、元利償還金等の一定割合や児童手当など、一般会計が負担すべきと整理された費用に対する補助でございます。

10ページに戻ります。

説明欄中ほど、2の水資源開発調査費は、地下水涵養対策の推進に係るくまもと地下水財団に対する負担金等です。

3の地下水保全対策費は、地下水保全条例に基づく地下水採取の許可手続等に要する事務費です。

3段目の公害対策費です。

11ページ、右側説明欄の2、環境政策推進費は、環境センターの維持管理、環境教育の推進、環境審議会の運営、くまもと環境賞の表彰等に要する経費です。

次に、3、地下水保全対策費の(1)半導体関連企業の集積に伴う地下水保全対策事業は、熊本大学等と連携し、地下水採取及び涵養による影響のシミュレーションや地下水涵養の拡大に向けた調査や関係機関との検討を行う経費です。

12ページをお願いします。

12ページの4、環境立県推進費の(1)有明海・八代海再生推進連携事業は、有明海、八代海の再生に向け、河川上流の砂礫を活用した実証事業を大学、漁協等と連携して実施するものです。

(3)県民ゼロカーボン行動促進事業は、ゼロカーボン行動ブック等を活用したゼロカーボンに必要な具体的行動の浸透定着や、工務店や市町村と連携した断熱リフォームの推進など、CO₂排出削減に向けた県民行動促進のための経費です。

(4)2050くまもとゼロカーボン推進事業は、県有施設への再エネ設備導入や公用車へのEV、電気自動車導入など、県が率先してCO₂排出削減に取り組むための経費及び産業分野等のゼロカーボン推進に向けた経費です。

下段の公害規制費は、水の学校などの環境出前講座や、水の作文など水に関する環境教育の推進に要する経費でございます。

環境立県推進課は以上です。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

2月補正予算説明資料11ページをお願いします。

上から2段目、公害規制費でございますが、5,335万円の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

これは、1の公害防止指導費における水質汚濁規制業務における保健所の公用車更新に係る財源更正、2の公害監視調査費における

環境放射能水準調査に係るモニタリングポストの更新に伴う入札残5,335万円の減でございます。

次に、3段目の環境整備費でございますが、2億280万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

これは、1の上水道費における水道施設整備事業について、経済対策分の国庫補助が本年度は交付されず、国での繰越しに変更となったことに伴う2億300万円余の減、2の国庫支出金返納金における市町村が実施する水道施設整備の国庫補助事業に係る令和4年度事業分の消費税に係る仕入れ控除税額の国への返納に伴う17万円余の増でございます。

12ページをお願いします。

債務負担行為の変更でございます。

大気汚染監視業務に係る分析業務委託の限度額を149万円余でお願いしておりましたが、PM2.5成分分析業務委託の追加に伴い、限度額について203万円余への増額をお願いするものでございます。

次に、当初予算説明資料をお願いいたします。

14ページをお願いします。

まず、公害対策費の主な事業でございますが、右側の説明欄2の環境政策推進費を御覧ください。

(1)の環境影響評価審査費は、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント審査手続に要する経費でございます。

15ページをお願いします。

公害規制費の主な事業内容ですが、説明欄1の公害防止指導費を御覧ください。

(4)の硝酸性窒素対策推進事業は、硝酸性窒素による地下水汚染対策を推進するため、硝酸性窒素濃度が環境基準値を超過している地域における調査等に要する経費でございます。

16ページをお願いします。

説明欄2の公害監視調査費を御覧ください。

(1)の大気汚染監視調査事業は、県内20か所に設置している測定局でのPM2.5など、大気汚染物質の常時監視等に要する経費でございます。

(5)水質環境監視事業は、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視等に要する経費でございます。

これまで保健環境科学研究所で行っていた定例的な河川分析業務を、来年度から民間委託とするために1,400万円余を新たに計上しております。

17ページをお願いします。

説明欄の(9)大気汚染常時監視測定局舎更新事業は、さきに16ページで御説明いたしました(1)大気汚染監視調査事業で使用しております測定局の老朽化に伴う更新等に要する経費でございます。

(10)規制外の化学物質・有機フッ素化合物等モニタリングは、新規事業として、半導体関連企業の集積に伴う規制外の金属類や化学物質の環境モニタリングに加え、有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOA等の水質調査に要する経費を計上しております。

この新規事業は、先ほど御説明いたしました保健環境科学研究所の事業を一部外部委託することにより取り組むものでございます。

なお、PFOS及びPFOA等の水質調査については、地下水と河川合わせて73地点で予定しており、令和6年度までに、全市町村の地下水及び河川最下流の全ての環境基準点での状況を把握いたします。これにより、規制外の化学物質・有機フッ素化合物等モニタリングなどの新たな課題に対応してまいります。

18ページをお願いします。

環境整備費の主な事業ですが、説明欄の上水道費、(1)水道施設整備事業は、市町村等

が実施する水道管の耐震化等、水道施設整備に対する国の交付金助成等に要する経費でございます。

当該交付金の財源は全額国庫ですが、2月補正で減額することとなりました国における繰越分を含め、今年度当初から3億1,900万円増の5億8,900万円余を計上しております。

(2)水道広域化施設整備利子補給事業は、八代工業用水を上水道に転用して給水しております上天草・宇城水道企業団に対する企業債利子償還金の助成に要する経費でございます。

(3)水道ビジョン策定事業は、現行の熊本県水道ビジョンが令和5年度で目標年度を迎えるに伴う第2期水道ビジョンの策定経費でございます。

環境保全課は以上です。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

令和5年度2月補正予算の13ページをお願いいたします。

鳥獣保護費でございますが、543万円余の減額を計上しております。

右側説明の欄2の(1)特定鳥獣適正管理事業の減額につきましては、銃猟者技術研修に係る経費の縮減による所要見込額の減によるものでございます。

次に、2段目の自然保護費でございますが、358万円余の減額を計上しております。

右側説明の欄2、特定外来生物スパルテナ属防除対策事業の減額につきましては、国庫内示減に伴うものでございます。

次に、3段目の観光費でございますが、1億9,607万円余の減額を計上しております。

14ページをお願いいたします。

右側説明の欄2、(1)国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業につきましては、国庫内示減に伴い、九州自然歩道

の改修工事2か所と市房山麓野営場の改修工事におきまして、実施の見送りや事業内容の見直しを行うものでございます。

また、(2)国立公園満喫プロジェクト推進事業の減額につきましても、国庫内示減に伴うもので、阿蘇くじゅう国立公園6か所、雲仙天草国立公園4か所につきまして、実施の見送りや事業間の調整を行うものでございます。

この減額に伴い、実施を見送った箇所につきましては、令和6年度予算におきまして、国に対して再度要望を行うこととしております。

続きまして、令和6年度当初予算の19ページをお願いいたします。

まずは、鳥獣保護費でございますが、右側説明欄3の(2)特定鳥獣適正管理事業は、市町村が実施します鹿の捕獲に対する助成並びに効果的、継続的な鳥獣対策には、銃猟者の確保、育成が必要であることから、銃猟者の捕獲技術等の向上を図るための研修を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

説明欄(3)特定外来生物防除対策事業は、特に、アライグマの防除のための市町村職員に対する研修や市町村が実施します捕獲のためのわなの設置など、防除対策へ助成するものでございます。

(4)指定管理鳥獣捕獲等事業は、有害鳥獣捕獲が実施されにくい山間地等を対象に、県が主体となって、鹿やイノシシの捕獲事業や捕獲のための研修及び来年度は5年に1度実施しております県内全域を対象としました鹿の生息状況調査を行うものでございます。

2段目、自然保護費でございますが、21ページ、説明欄3の(3)特定外来生物スパルティナ属防除対策事業は、河口付近の干潟に生息します特定外来生物スパルティナ属の防除に要する経費でございます。

22ページをお願いいたします。

観光費でございますが、説明欄2、(1)自然公園利用事業は、県有施設及び九州自然歩道の清掃管理、天草、富岡の両ビジターセンターの管理委託に要する経費でございます。

(4)国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業は、九州自然歩道や自然公園施設の整備を行うものでございますが、6年度は、九州自然歩道利活用促進のための標識等の改修などを計画しております。

23ページ、(5)国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園の自然公園施設等の新設、改修等に要する経費でございます。あわせて、両国立公園で市町村が実施します施設整備に対する助成を計画しております。

自然保護課、以上でございます。

○鈴循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

2月補正予算説明資料の15ページをお願いいたします。

資料1段目の公害対策費につきまして、998万円の減額補正をお願いしております。

内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、1の職員給与費のほか、2の環境立県推進費のうち、バイオマス利活用推進事業に関し、市町村から補助要望がなかったことなどによるものでございます。

次に、2段目の環境整備費は、5,608万円余の増額補正をお願いしております。

内訳は、右側の説明欄を御覧ください。

まず、1の一般廃棄物等対策費につきまして、(1)の海岸漂着物対策推進事業、(2)のプラスチックごみ対策事業ともに、市町村における所要額の減により、合わせて226万円余の減額補正をお願いしています。

次に、2の産業廃棄物対策費は、主に、(1)のPCB廃棄物処理対策事業に係るPCB廃棄物の行政代執行による所要額の減等により、1,385万円余の減額補正をお願いして

います。

次に、3の産業廃棄物等特別対策事業費は、410万円余の減額補正をお願いしています。

これは、廃棄物コーディネーター事業における会計年度任用職員の人件費等に係る所要額の減です。

次に、16ページを御覧ください。

続いて、4の産業廃棄物税基金積立金は、令和4年度の執行残額等を積み立てるため、6,907万円余の増額補正をお願いしています。

次に、5の国庫支出金返納金ですが、724万円余の増額補正をお願いしています。

これは、海岸漂着物等地域対策推進事業国庫返納金として、令和4年度に実施した事業において、交付額が確定したこと等による執行残を返納するものでございます。

次に、17ページを御覧ください。

債務負担行為の追加2件でございます。

1段目、産業廃棄物適正処理対策業務は、法律相談業務として弁護士との雇用契約に要する経費です。

2段目のエコアくまもと環境教育推進事業は、環境教育の実施委託に要する経費です。

いずれも、年度当初からの契約が必要となるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

続きまして、当初予算説明資料の24ページをお願いします。

資料1段目の公害対策費として、1億6,675万円余を計上しています。

内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、1の職員給与費のほか、2の環境立県推進費のうち、バイオマス利活用推進事業として、食品廃棄物等の利活用について普及啓発等を行うものです。

次に、2段目の環境整備費として、2億6,815万円余を計上しています。

右側の説明欄を御覧ください。

まず、1の一般廃棄物等対策費5,453万円余について、(1)の海岸漂着物対策推進事業は、漂着物の発生抑制や回収、処理を行う市町に助成を行うものです。

(2)の災害廃棄物処理支援事業は、市町村職員の対応能力向上のため、研修会や図上訓練等を行うものです。

次に、2の産業廃棄物対策費1億2,336万円余について、(1)の不法投棄等防止対策事業は、巡回、指導等に要する経費です。

次に、25ページ上段、(2)のリサイクル製品等利用促進事業は、リサイクル製品の認証や施設整備等に対する助成を行うものです。

(3)の産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業は、産業廃棄物管理票の適正使用等に関する排出事業者等に対する指導等に要する経費です。

次に、3の産業廃棄物等特別対策事業費2,754万円余については、産業廃棄物実態調査を実施し、次期廃棄物処理計画策定のための資料とするものです。

最後に、4の産業廃棄物税基金積立金6,271万円余については、産業廃棄物税基金の運用利息や令和5年度の産業廃棄物税使途事業の執行残等を積み立てるものです。

循環社会推進課は以上です。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

2月補正予算資料の18ページをお願いします。

右の説明欄の2段目、2の交通事故被害者対策費で26万円余及び4段目の地域食品振興対策費で52万円余の増額補正をお願いしております。いずれも、会計年度任用職員に係る報酬等改定に伴うものでございます。

19ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加2件でございます。

まず、性暴力被害者サポートセンター運営業務は、性暴力被害に遭われました方々から

の相談等に対応するもので、公益社団法人くまもと被害者支援センターに委託しております。年度替わりでも切れ目なく相談支援を実施することができますよう、2,376万円余の債務負担行為をお願いしております。

次に、犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務は、同じく、くまもと被害者支援センターに委託しており、77万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、当初予算資料26ページをお願いいたします。

下段の交通安全対策促進費についてです。

1の交通安全総合対策費の(2)の交通安全特別啓発事業は、令和3年3月の熊本県交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議で示されました飲酒運転の根絶と自転車の安全利用の徹底の広報啓発に係る経費でございます。

27ページの上段、諸費、社会参加活動推進費のうち、(2)の犯罪被害者等支援推進事業は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営、周知広報のほか、犯罪被害者等への見舞金制度等に要する経費でございます。

下段の青少年育成費についてです。

(2)のグローバルジュニアドリーム事業は、小中学生等を台湾へ派遣し、交流活動を通して、グローバルな視点を持つ青少年の育成を図るものでございます。

28ページをお願いいたします。

農業総務費、地域食品振興対策費のうち、(1)の食品品質表示指導事業は、食品表示法に基づく食品表示制度の普及啓発、アサリ産地偽装対策等の経費でございます。

くらしの安全推進課は以上です。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

2月補正予算説明資料の20ページをお願いいたします。

右側の説明欄をお願いいたします。

2、消費者行政推進費、(1)地方消費者行政推進事業でございますが、市町村の消費生活相談員の給与と市町村の支援に要する経費です。市町村への補助金の所要見込額の減によるものでございます。

(2)、(3)は、一般財源からコロナ臨時交付金への財源更正を行うものです。

21ページをお願いいたします。

2本の事業に係る債務負担行為の追加でございます。

上段の消費者問題解決力強化事業は、県消費生活センターの相談に対して、法律専門家からの助言を受けるもので、下段の消費者生活再生総合支援事業は、生活再生の支援が必要な方に対する支援を行うものでございます。いずれの事業も、年度替わりでも切れ目なく相談に対応できるように、債務負担行為をお願いしているものでございます。

続きまして、当初予算説明資料の29ページをお願いいたします。

右の説明欄をお願いいたします。

2、消費者行政推進費の(2)地方消費者行政推進事業は、市町村の消費生活相談窓口の強化を図るため、相談員の給与と市町村への支援に要する経費です。

(3)消費者自立のための生活再生総合支援事業は、消費生活上の様々な課題を抱え、生活再生の支援が必要な方に対し、債務整理から家計管理指導、生活資金の貸付けまでの一貫した支援を実施するために要する経費です。

(4)の食品ロス削減推進事業ですが、消費者教育コーディネーターを配置し、若者を中心に、食品ロス削減をはじめとする消費者教育を推進していくための経費です。

30ページをお願いいたします。

3、消費生活センター費は、県消費生活センターでの相談対応等に要する経費でございます。

消費生活課は以上です。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

2月補正予算資料の22ページをお願いいたします。

3段目、右側説明欄2の社会福祉諸費は、コロナ対策分のくまもと県民交流館管理運営事業において、パレアの施設整備に係る費用として、机、椅子等の更新を行いました、見込額より安く調達できたため、1,000万円の減額をお願いするものです。

次に、当初予算資料の31ページをお願いいたします。

2段目、右側説明欄の社会参加活動推進費は、NPO法人等への活動支援や認証等に要する経費です。

3段目、説明欄2の社会福祉諸費は、くまもと県民交流館パレアの管理運営事業として、指定管理委託料、施設の維持管理費、ビル管理組合負担金等の経費です。

3の男女共同参画推進事業費は、県の男女共同参画計画に基づき、性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、総合的、計画的に進める事業費です。

主な事業として、(1)の男女共同参画社会形成促進事業は、次期第6次の男女共同参画計画を令和7年度に策定するために必要な県民意識調査等に要する経費です。

32ページをお願いいたします。

(2)は、中高校生向けの学習資料を作成するものです。

(3)は、男女共同参画相談室らいふとして相談業務に要する経費です。

(4)のくまもとの女性活躍促進事業は、女性の社会参画を加速化させるため、国の女性活躍交付金を活用して各種取組に要する経費です。女性が活躍できる魅力ある熊本を発信するためのヒゴロッカサミットの開催、女性

ロールモデル動画作成等を実施いたします。

説明は以上です。

○早田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

2月補正予算資料23ページをお願いいたします。

まず、上段の諸費でございます。

741万円の減額補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

2、人権啓発推進費につきまして、(1)人権啓発活動市町村委託事業は、市町村が行う人権啓発活動を支援する経費でございます。

(2)広報・啓発事業は、当課が行う広報啓発事業に要する経費でございます。ともに国庫内示減に伴う減でございます。

次に、下段の社会福祉総務費でございます。

633万円余の減額補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

2の地方改善事業費は、市町村が設置、運営する隣保館事業を支援する経費で、国庫内示減に伴う減でございます。

資料24ページをお願いいたします。

320万円の債務負担行為をお願いしております。

人権啓発業務、具体的には、熊本ヴォルターズと連携協力した人権啓発のための業務委託であり、年度当初から実施するため、債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、当初予算資料33ページをお願いいたします。

まず、上段、諸費でございます。

右の説明欄をお願いいたします。

2、人権啓発推進費の主な事業として、(1)と(2)の事業で、人権啓発活動に関する法務省の委託事業となります。

(1)は、市町村分で、(2)は、当課の実施分で

ございます。

続きまして、下段の社会福祉総務費でございます。

右の説明欄をお願いします。

2、地方改善事業費の(1)は、市町村が設置、運営する隣保館事業を支援する経費、(2)は、行政や関係団体等と連携した啓発活動に関する経費でございます。

人権同和政策課は以上でございます。

○吉田孝平委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 商工労働部でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢及び企業誘致の状況につきまして、概略を申し上げます。

初めに、県内の景気、雇用情勢についてですが、2月6日に公表された日銀の金融経済概観では、「熊本県内の景気は緩やかに回復している。先行きについては、海外の経済動向や資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動等の影響を注視していく必要がある。」とされています。

また、12月の本県の有効求人倍率は、1.27倍と前月を上回り、雇用、所得情勢は、「改善の動きがみられている。」とされております。

次に、企業誘致の状況についてでございます。

令和5年度の立地協定件数は、本日時点で64件となり、3年連続で過去最高を更新いたしました。

中でも、TSMCの進出を契機に集積が進んでおります半導体関連産業をはじめ、地方への拠点設置に積極的なIT関連等のオフィス系企業の立地が進みました。

特に、半導体関連産業については、今日6日に、JASM第2工場も本県に立地することが発表され、24日の第1工場の開所式では、第2工場の建設についても、国が最大7,320億円の助成を行うことが公表されており、今後、さらに集積の動きが加速化することが期待されます。

商工労働部では、このような好機を生かすべく、迅速に工業団地の造成による受皿づくりを進めながら、あわせて、人材の育成、確保をはじめとした様々な課題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

まず、令和5年度2月補正予算の説明資料の25ページをお開きください。

令和5年度2月補正予算は、補正額(B)の欄で下から3段目ですが、総額で8億3,100万円余の減額補正をお願いしております。

増額補正の主なものとしては、令和2年7月豪雨災害の被災企業の復旧を後押しするなりわい再建支援補助金とともに、引き続き、物価高騰等の社会環境変化の影響を受ける県内中小企業の事業継続を支援するため、国の地方臨時交付金を活用し、生産性向上と付加価値創出に向けたデジタル機器の整備や休廃業の増加も念頭に喫緊の課題である事業承継の取組を支援する経費を計上しています。

そのほか、半導体産業のさらなる集積や大学、研究機関の活動の場の創設に向け、民間主導の開発の可能性調査に要する経費等も計上しております。

次に、令和6年度当初予算説明資料の34ページをお開きください。

令和6年度当初予算は、(A)の欄の下段でございますが、一般会計で670億6,500万円余、特別会計で35億4,000万円余、総額で706億600万円余の予算を計上しております。

主なものとして、産学官連携での半導体3

次元積層実装の量産化確立により、地域産業や雇用の創出を図るための経費や新産業の創出に向けたU Xプロジェクト推進のための環境整備に要する経費がございます。

また、本年度、国の脱炭素先行地域に選定された阿蘇くまもと空港周辺地域R E 100産業エリアの創造を推進する経費も計上しており、共同提案者である益城町や民間事業者と連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

そのほか、新規工業団地整備に係る財産の取得や技能振興センターの設置に係る条例改正等、条例等議案3件について御提案しております。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田孝平委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○池永商工政策課長 商工政策課です。

2月補正予算説明資料の26ページをお願いいたします。

1段目の計画調査費の説明欄1、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、県内企業等に就職する若者への奨学金返還等支援などの経費ですが、奨学金返還を支援する人数が確定したことによる所要見込みの減により減額するものでございます。

2、奨学金返還支援基金積立金は、1の奨学金返還等サポート事業の支援人数の確定に伴い、当基金に積み立てる若者が就職した参加企業の奨学金返還支援のための寄附金及び負担金等について、所要見込みの減により減額するものでございます。

3段目の商業総務費の説明欄2の(1)飲食店の感染防止対策に係る認証事業は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る飲

食店の第三者認証制度の運営費について、コロナの類型見直しに伴い、年度途中で制度を終了したため減額補正するとともに、コロナ臨時交付金に財源更正するものでございます。

27ページをお願いいたします。

3、国庫支出金返納金は、飲食店に対する時短要請協力金の所要額の減により、国庫返納分を計上するものでございます。

2段目の大阪事務所費、次のページの福岡事務所費の管理運営費は、会計年度任用職員に係る報酬等の改定や市町村からの派遣職員人件費に対する負担金として増額補正をお願いするものでございます。

29ページをお願いいたします。

負担行為についてです。

U I J ターン就職相談窓口関係業務、大阪事務所、福岡事務所職員宿舍等賃借については、いずれも年度当初からの契約が必要なため、債務負担の設定をお願いするものです。

次に、令和6年度当初予算説明資料の35ページをお願いいたします。

説明欄1、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、若者の県内就職を後押しするため、企業と県が連携して奨学金返還等の支援を行う経費です。

2、奨学金返還支援基金積立金は、1の奨学金返還等サポート事業で、10年間にわたり企業と県で奨学金返還を支援することとしておりますが、参加企業に今年度就職した若者へ10年分の支援に必要な経費を積み立てるものでございます。

2段目、(1)ワンストップジョブサイトくまもと運営事業は、県内の仕事、就職等に関する各種情報を提供するウェブサイト、ワンストップジョブサイトくまもとの運営管理経費となります。

(2)「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業は、東京、大阪、福岡及び県内に設置しておりますU I J ターン就職に関する

相談支援窓口の設置、運営等に関する経費です。

36ページをお願いいたします。

(3)戦略的U I J ターン就職加速化事業は、新規事業としてこれまでの取組を強化しており、本県へのU I J ターン就職を加速するための就職関連イベントの開催及びPR動画などの広報ツール制作等に要する経費です。

2段目、商業総務費の説明欄2、商業指導費ですが、(1)の商工業企画調整費は、商工政策課運営費となります。

3段目の大阪事務所費、37ページ、2段目の福岡事務所費は、それぞれ両事務所の人件費及び管理運営費等を計上しております。

次、38ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてです。

福岡事務所施設賃借に係る債務負担の設定をお願いしております。

商工政策課は以上でございます。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

令和5年度2月補正予算の説明資料の30ページをお願いいたします。

まず、一般会計についてですが、商業総務費の説明欄、国庫支出金返納金は、いわゆるグループ補助金やなりわい補助金で取得した財産の処分に伴う事業者からの返納金のうち、国費相当分を国へ返還するものでございます。

続きまして、中小企業振興費の説明欄3の(1)事業承継・後継ぎ支援事業は、円滑な事業承継のために、事業の引継ぎ準備、後継者の育成、引継ぎ後の経営革新等の取組に対して補助を行うものでございます。繰越しをさせていただきまして、来年度新規に実施をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、31ページの(3)事業承継マッチング応援事業は、市町村と連携し、事業名

を公表して後継者を募集する、いわゆるオープンネームでのマッチングイベント等に取り組む商工会等に対して補助を行うものでございます。これも繰越しをさせていただきまして、来年度も引き続き実施をさせていただきたいと考えております。

続きまして、商工施設災害復旧費の(2)なりわい再建支援事業は、公共事業の影響等により、これまで再建工事に着手できていない事業者や工事が完了していない事業者に対応するため、国の補正予算を踏まえて所要額を計上し、来年度に繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。1ページ飛び、33ページでございます。

中小企業振興資金特別会計でございます。

上段の元金及び中段の利子につきましては、中小企業基盤整備機構への償還金で、本年度の償還実績に応じて補正を行うものでございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

上段、商工費の3番目、事業承継マッチング応援事業と、一番下の事業承継・後継ぎ支援事業及び下段、災害復旧費のなりわい再建支援事業は、今回の2月補正に計上し、繰越しをお願いするものでございます。

その他の事業につきましては、12月補正予算の経済対策に係る事業でございまして、次年度にまたがって、あるいは次年度から実施するために繰越しをお願いするものでございます。

次の35ページが債務負担行為でございます。

なりわい再建支援利子助成は、なりわい再建支援補助金の自己負担分を金融機関から借り入れた場合に利子を助成するものでございます。

続きまして、36ページ、これが中小企業振

興資金特別会計の債務負担行為でございます。

貸付償還台帳の管理システムの保守業務につきまして、債務を設定するものでございます。

2月補正分は以上でございます。

続きまして、令和6年度当初予算・条例等議案関係説明資料の39ページをお願いいたします。

まず、一般会計ですが、下段、中小企業振興費の説明欄2の中小企業金融総合支援事業は、中小企業への制度融資に係る貸付原資、保証料補助などに要する経費でございます。

令和6年度の新規融資枠につきましては、300億円を確保することとしております。

続きまして、40ページをお願いいたします。

4の運輸事業振興助成費補助は、熊本県トラック協会への補助になりますが、軽油引取税の収入額に応じて補助を行うものでございます。

5の中小企業者事業再建・発展支援事業は、豪雨災害の被災事業者をはじめ、経営改善や生産性向上などを目指す県内中小企業者を対象に、専門家の派遣を行うものでございます。

6の(1)商工会商工会議所・商工会連合会補助は、商工会、商工会議所等に対する人件費及び事業費の補助でございます。

41ページの商工施設災害復旧費の(1)中小企業等復旧・復興支援事業は、熊本地震のグループ補助金に係る補助金や事務費等でございます。益城町の土地区画整理事業の影響により、これまで申請ができていない事業者に対するものでございます。

(2)のなりわい再建支援事業は、令和2年7月豪雨のなりわい再建支援補助金に関する事務費でございます。

なお、補助金につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、令和5年度2月補正

予算で27億円余を計上し、繰越しをお願いしているところでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

42ページと43ページは、中小企業振興資金特別会計でございまして、高度化資金等に関する事務費や貸付先からの償還に伴う中小企業基盤整備機構への償還金でございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の中小企業対策融資損失補償は、中小企業への融資について、熊本県信用保証協会が債務保証を履行した場合の損失補償でございます。

下段の中小企業協同組合等設備投資促進利子助成は、高度化に取り組む中小企業協同組合等が設備投資に当たり金融機関から借入れを行った場合に、利子を助成するものでございます。

45ページの中小企業等復旧・復興支援利子助成は、グループ補助金を活用して復旧に取り組む事業者が自己負担分を金融機関から借り入れた場合に、利子を助成するものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

2月補正予算の委員会資料37ページをお願いいたします。

下段の職業訓練総務費でございますが、説明欄の2の(1)熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、高等技術専門校の建物の再整備及び技能振興センターの整備に要する経費で、工事の入札残などにより減額を行うものでございます。

38ページをお願いいたします。

中段の職業能力開発校費でございますが、説明欄の2の(3)離職者訓練事業は、厚生労

働省からの委託を受け、民間事業者に採択し離職者の職業訓練を行う事業で、受講者数が計画数を下回ったことに伴い、訓練事業費の減額を行うものでございます。

下段の技術短期大学校費では、説明欄の職員給与費の増額のほか、次の39ページの(2)技術短期大学校教育対策事業で、技術短期大学校の施設改修や各種機器の入札残により減額を行うものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を5事業お願いしております。

いずれも、4月の年度当初から各種相談等の事業を行うための委託契約につきまして、今年度内に行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

上段のしごと相談・支援センター関係業務につきましては、求職者等に対する就労支援のためのキャリアカウンセリング及び生活相談に関する相談窓口といたしまして、ハローワークと一体となったワンストップサービスを行っておりますが、4月の年度当初からの生活相談へ対応するために、債務負担行為の変更を行うものでございます。

下段の離職者訓練等委託業務につきましては、高等技術専門校で実施いたします離職者等への訓練のうち、令和6年度から開始いたします訓練校生への対応のため、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

続きまして、当初予算の委員会資料の46ページをお願いいたします。

46ページの上段、労政総務費につきまして、説明欄の2の(1)労働局との一体的実施事業は、就職活動を行う中で様々な相談に対応するしごと相談・支援センターの運営に要する経費でございます。

47ページをお願いいたします。

職業訓練総務費につきまして、前年度と比較いたしまして6億4,850万円余の増額となっておりますが、その要因は、説明欄の2、職業能力開発業務運営指導費におきまして、高等技術専門校の建物の再整備に要する経費として、来年度は、管理教室棟や自動車車体整備科の実習棟の改修など、今年度に比べまして大規模な工事を予定しているためでございます。

48ページをお願いいたします。

上段の職業能力開発校費につきまして、説明欄の3の(2)離職者訓練事業は、民間の専門学校などの教育訓練機関に委託して実施いたします離職者を対象とした職業訓練に要する経費でございます。

49ページをお願いいたします。

下段の失業対策総務費につきましては、次のページ、50ページの説明欄の(4)熊本県地域無料就労相談窓口運営事業でございますが、こちらは、各広域本部、それから各地域振興局に就労相談窓口といたしましてジョブカフェ・ブランチを設置し、求職者にきめ細かな就労支援等を行うために要する経費でございます。

51ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の職業能力開発拠点整備事業は、高等技術専門校の再整備に係ります自動車車体整備科の実習棟の改修工事の請負契約など、令和7年度までを工期といたします複数年契約となることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

中段の障がい者訓練委託業務及び下段の離職者訓練等委託業務は、民間に委託して実施いたします職業訓練で、令和7年度までの2か年にわたることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、条例等議案としまして、少しページが飛びまして、70ページをお願いいた

します。

70ページの熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては、72ページを御覧ください。

1、条例改正の趣旨に記載しておりますとおり、熊本県立高等技術専門校内に新たに技能振興センターを設置することに伴い、センターの使用許可、使用料などに関する規定を整備するもので、来月3月に竣工し、6月からの運用開始を予定しております。

続きまして、73ページをお願いいたします。

財産の減額貸付けでございます。

説明につきましては、次の74ページを御覧ください。

1、提案の趣旨に記載のとおり、現在、県有財産を一般財団法人熊本テルサへ減額の上、貸し付けておりますが、この貸付期間が本年3月31日までとなっているため、引き続き、令和11年3月31日までの5年間について、貸付期間の更新をお願いするものでございます。

減額貸付けの内容でございますが、2、貸付けの概要の(6)摘要の欄を御覧いただきますと、熊本テルサの建物を設置しております土地の面積のうち、一般財団法人熊本テルサの共有持分約6割に相当する土地面積約3,240平米は有償貸付けとし、それ以外の土地と県持分の建物等につきまして無償とするものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

2月補正予算説明資料の42ページをお願いします。

表3段目の工鉱業振興費の主なものについてです。

43ページの(7)半導体産学官連携推進事業

は、地域産業・若者雇用の創出及び地方創生に貢献する大学づくりにおいて、新産業創出に向けた研究開発への補助を行うものです。設備、物品の精査が進んだことや、研究の早急な推進に向けて、試作品等の外注を取りやめ、自作することで期間の短縮を行ったこと等により、2億円を減額するものでございます。

(9)中小企業DX推進事業補助金は、コロナ禍や物価高騰により影響を受けた県内中小企業が行う生産性向上等を目的としたデジタル機器等の導入への助成に要する経費でございます。

国の重点支援交付金が繰越し可能であることを踏まえ、前倒しで1億617万円を計上しているものでございます。

44ページをお願いします。

産業技術センター費です。

3、試験研究費の新規外部資金活用事業（特別支援事業）については、国立研究開発法人科学技術振興機構からの委託金等を財源に試験研究を行うものですが、受託事業の採択件数が当初見込みよりも減少したことから、1億6,301万円余を減額するものでございます。

46ページをお願いします。

繰越明許費です。

中小企業DX推進事業補助金については、先ほど御説明しましたとおり、国の重点支援交付金が繰越し可能であるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

47ページの債務負担行為の追加では、いずれも年度当初から業務委託を行う必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、当初予算説明資料の52ページをお願いします。

表の1段目の農業総務費です。

産業技術センター食品加工技術室の運営管理や研究開発等に要する経費でございます。

次に、表3段目の工鉱業振興費です。

53ページの(2)の地場企業立地促進費補助は、地場企業が県内に工場などを新增設する際の施設整備費等に係る助成に対する経費として2億6,396万円余をお願いしております。

54ページをお願いいたします。

(7)の熊本空港周辺地域における新産業振興創出事業は、空港周辺地域を拠点にライフサイエンス分野を中心とした新たな産業の創出を図るUXプロジェクトの推進に要する経費として、1億1,987万円余をお願いしております。

(10)の半導体産学官連携推進事業は、地域産業・若者雇用の創出及び地方創生に貢献する大学づくりに要する経費として、6億716万円余をお願いしております。

続きまして、表下段の計量検定費です。

これは、産業技術センター計量検定グループの運営や、水道メーター、タクシーメーターなど計量法に基づく計量器の検定などに要する経費でございます。

55ページの産業技術センター費です。

3の試験研究費における新規外部資金活用事業（特別支援事業）は、国や企業などの外部資金を活用して行う試験研究に要する経費で、1億6,850万円余をお願いしております。

57ページをお願いします。

新事業創出促進費です。

(2)市町村派遣職員人件費負担金は、市町村からの派遣職員人件費に対する負担金をお願いしております。

59ページをお願いします。

債務負担行為の設定です。

年度当初から産業技術センターのLED照明設備に係る改修工事を行う必要があるため、債務負担行為をお願いするものです。

産業支援課は以上です。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

2月補正予算説明資料の49ページをお願いします。

石油貯蔵施設立地対策等交付金事業です。

これは、八代市の石油貯蔵施設の貯蔵量が10万キロリットル以上ある場合に、八代市とその周辺市町村に交付される国の交付金ですが、貯蔵量が10万キロリットルを下回ったため、令和5年度は交付金の対象外となり、全額を減額するものです。

次に、地域共生型再エネ導入推進事業です。

これは、昨年9月に公表した再エネ促進区域の設定に関する県の基準に基づき、八代、阿蘇、水俣地域で風力発電の再エネ促進区域の検討を行う予定でしたが、阿蘇地域は大半が県基準の保全区域になったこと、水俣地域は風力発電に関する地元の懸念があることを考慮しまして実施を見送ったため、一部を減額するものです。

50ページをお願いします。

繰越しについてです。

エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援事業は、特別高圧電力利用事業者とLPガス利用事業者の令和5年10月から令和6年4月分までの利用料金への支援を予定していましたが、年度内に事業を完了することができないため、その全額を繰り越すものです。

続きまして、当初予算説明資料の60ページをお願いします。

まず、エネルギー対策費の電源立地地域対策交付金事業です。

これは、水力発電施設所在市町村に国からの交付金を交付するものです。

次に、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業です。

これは、先ほど補正予算で説明しましたが、石油貯蔵施設がある八代市とその周辺市町村に国からの交付金を交付するものです。

次に、工鉱業振興費の(2) R E 100電力供給・利用促進事業です。

これは、国の脱炭素先行地域に選定された阿蘇くまもと空港周辺地域 R E 100産業エリアの創造などに要する経費です。

61ページをお願いします。

(4)の熊本県スマート水素ステーション撤去事業です。

これは、県庁に設置していますスマート水素ステーションが耐用年数を迎えるとともに、メンテナンスが困難なため、スマート水素ステーションを撤去する経費です。

次に、工鉱業振興費の採石指導取締・採石業等育成増進事業です。

これは、採石場の指導監督や採石事業者の育成等に要する経費です。

エネルギー政策課は以上です。

○元田企業立地課長 企業立地課でございます。

2月補正予算説明資料の51ページからお願いいたします。

工鉱業総務費、説明欄の2、企業誘致促進対策事業費のうち、(2)企業立地促進費補助につきまして、誘致企業によります事業所等の新設、増設に対する補助でございますけれども、企業の操業開始時期の延期や補助要件未達に伴いまして、5億円を減額するものでございます。

下段の(7)半導体サプライチェーン構築加速化事業につきましては、さらなる半導体産業の集積に向けた可能性調査に係ります費用について増額をお願いするものでございます。

続きまして、52ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰出金でございます。

特別会計で整備をしております工業団地の償還元金利子などに関する一般会計からの繰

り出しでございますけれども、同特会の減額に伴いまして、繰り出しを減額するものでございます。

53ページにつきましては、臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

名石浜工業用地を予定しておりました乗り入れ口工事の時期が延期になりましたため、工事費を減額するものでございます。

54ページをお願いいたします。

こちらは、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

下段、セミコンテクノパーク建設事業費につきましては、県有林に係ります一部所管替えを行う必要がございますため、土地取得費として増額をするものでございます。

続いて、55ページでございます。

工業団地整備事業費につきましては、県営新規工業団地2か所分の整備費を計上しておりましたが、年内に1か所の整備着手が困難となりましたことから、11億5,000万円を減額するものでございます。

56ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

まず、56ページ、一般会計につきまして、市町村の整備時期が延期となりましたことによります市町村施設整備促進事業、また、先ほど増額補正をお願いしております半導体サプライチェーン構築加速化事業につきまして、一括して繰越し設定をさせていただくものでございます。

57ページ、こちらは高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございますけれども、既設の県管理工業団地の工事につきまして、工事内容等の変更等に伴い不測の日数を要したこと、また、新規工業団地の用地補償費等につきまして契約手続に時間を要したため、この2点から、1か所繰越し設定をお願いするものでございます。

58ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

企業立地促進費補助につきまして、補助金額が多額な場合につきましては、分割して交付を行っておりますけれども、交付年度の延期や企業の設備投資の増額等によりまして、令和6年度から9年度までの債務5億8,600万円を増額するものでございます。

続きまして、当初予算説明資料62ページをお開きいただけますでしょうか。

工鉱業総務費の説明欄の2、企業誘致促進対策事業費につきまして、企業誘致に要する経費を計上しております。

(1)半導体サプライチェーン構築加速化事業につきましては、半導体関連企業の集積を加速化するための企業誘致活動に要する経費でございます。

(4)企業立地促進費補助につきましては、誘致企業によります県内の事業所等の新設、増設に対する補助でございます。

63ページ、(7)国際コンテナ利用拡大助成事業につきましては、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に対する助成を行いまして、利用拡大を図るための経費でございます。

64ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰出金でございますけれども、内陸型工業団地の管理整備費や工業団地の整備などに関する部分につきまして繰り出しを行うものでございます。

続いて、65ページからは特別会計になります。

まず、港湾整備事業特別会計でございますけれども、説明欄を御覧いただきますと、熊本港及び八代港の利用促進を図るための活動費、また、それぞれの協議会運営に要する経費を計上しております。

66ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

こちらにつきましては、有明臨海用地の除草等の管理及び分譲のための広報等に要する

経費でございます。

67ページにつきましては、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

既存工業団地の管理経費等を計上してございます。

68ページをお願いいたします。

中段、工業団地整備事業費につきましては、24億9,920万円余を計上しておりますけれども、新規工業団地の整備に当たり実施します基本計画の策定や基本設計、環境影響調査等に要する経費でございます。

69ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

企業立地促進費補助につきまして、分割して交付する案件に対しまして、令和7年度から22年度までの債務55億2,500万円余を設定するものでございます。

資料飛びまして、75ページをお願いいたします。

条例関係議案としまして、財産取得1件を御提案させていただいております。新規工業団地の菊池市事業区に伴うものでございます。

表中、取得する財産は、菊池市旭志川辺字六西沖1,446番1ほか100筆、面積が23万750.83平方メートルとなります。

取得の相手方につきましては、個人の方72名、旭志村土地改良区、取得の目的につきましては、申し上げたとおり、新規工業団地整備事業の用地として、取得の予定価格は、9億1,374万8,484円としております。

提案理由につきましては、繰り返しになりますが、新工業団地整備事業を実施するため、土地を取得する必要があるというものでございます。このため、この議案を提出するものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○吉田孝平委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次

説明をお願いします。

原山観光戦略部長。

○原山観光戦略部長 観光戦略部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光の現状について御説明申し上げます。

観光庁の宿泊旅行統計調査における直近の速報値によりますと、本県の昨年11月の延べ宿泊者数は、コロナ前の2019年比で約110%、このうちインバウンドについては、約142%となっております。

昨年1月から11月までの延べ宿泊者数の累計でも、2019年を上回っておりまして、その回復率は、九州1位、全国5位となっております。

今後も、TSMC進出や国際線拡大などの好機を捉えて、引き続き国内外からの誘客を積極的に行い、観光関連産業の振興につなげてまいります。

それでは、観光戦略部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

まず、令和5年度2月補正予算の説明資料の59ページをお願いいたします。

令和5年度2月補正予算は、(B)欄の最下段でございますが、総額で5億7,600万円余の増額補正をお願いしております。

主なものとしては、国の重点支援交付金を活用した物価高騰の影響を受ける観光地等への支援や豪雨被災地における観光需要回復の支援、また、県産品の消費喚起の取組に要する経費を計上しています。

あわせて、次年度への繰越しや債務負担行為の追加についてもお願いしています。

次に、令和6年度当初予算の説明資料の76ページをお願いいたします。

令和6年度当初予算は、(A)欄の最下段でございますが、総額で27億5,600万円余を計上しています。

主なものとしては、観光産業の基盤強化の推進、国内外からの誘客促進、国際スポーツ

大会の開催に係る取組のほか、県産品の輸出や首都圏等での販路拡大に向けた支援に要する経費を計上しています。

あわせて、債務負担行為の設定についてもお願いしております。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田孝平委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

2月補正予算資料の60ページをお願いいたします。

中ほどの諸費の2、国際化環境整備推進費の(1)熊本県多文化共生支援事業及び(2)ウクライナからの避難民受入支援事業の減額は、補助対象事業の実績が見込みを下回ったこと並びに避難民の方の受入れが見込みより少なかったことから、所要見込額が減少したものです。

61ページを御覧ください。

熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業の減額でございますが、解体を予定しておりました南阿蘇村の中核拠点の既存建屋にアスベストの含有が判明いたしまして、その対策に不測の日数を要するということになりました。それで、解体費用分の予算を減額いたしまして、令和6年度予算に改めて計上することにしたいと思っております。

続きまして、62ページをお願いいたします。

次の63ページまでは、通訳等業務ほか5つの業務につきまして、債務負担行為の追加をお願いしております。

資料が変わりまして、令和6年度当初予算説明資料の77ページをお願いいたします。

諸費のうち、1、国際協力推進費の熊本県

海外研修員等受入事業につきましては、海外技術研修員、県費留学生の受入れ支援に要する経費及び在外県人会との交流に要する経費でございます。

78ページをお願いいたします。

4、国際化環境整備推進費の熊本県多文化共生支援事業につきましては、在住外国人への生活全般に対する情報提供、相談対応のための一元的窓口、熊本県外国人サポートセンターの運営等に要する経費でございます。

また、下段の商業総務費のうち、貿易振興費の(1)台湾における企業支援窓口運営事業につきましては、昨年7月に台北に設置いたしました熊本、台湾双方の企業等からの経済交流や企業進出等に関する相談窓口でございます熊本・台湾ビジネスサポートデスクの運営に要する経費でございます。

次に記載しております(2)、(3)、(4)は、シンガポールのアジア事務所、上海事務所、そして香港事務所、この3つの海外事務所の運営に係る経費でございます。

79ページを御覧いただきたいんですけども、中ほどの観光費のうち、(1)「マンガ県くまもと」構想推進事業につきましては、県にゆかりのある漫画、アニメ等のコンテンツを活用いたしました誘客促進につながる情報発信及び被災地復興の後押し等に要する経費でございます。

次の(2)『ONE PIECE』連携復興応援事業につきましては、漫画『ONE PIECE』と連携し、麦わらの一味の像を起点とした周遊プロモーション及び地域資源のさらなる魅力づくりに要する経費でございます。

80ページをお願いいたします。

熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業でございます。

昨年7月に南阿蘇村にオープンいたしました熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設K I O K Uの管理運営等に要する経費をお願いするものでございます。

観光国際政策課は以上です。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

令和5年度2月補正予算の説明資料64ページをお願いいたします。

観光費、補正額1億3,955万円余の増額をお願いしております。

説明欄2、観光客誘致対策費、(3)のイベント等需要喚起緊急支援事業は、イベントなどの需要を喚起するため、県内で開催するスポーツイベントや大型コンサートの支援に要する経費でございます。

(4)地域一体となった宿泊事業者物価高騰等対策支援事業ですが、宿泊事業者を中心とした地域の観光事業者、観光団体などが地域一体となって行うDX化の取組を支援するものでございます。

65ページの3の観光基本計画促進費の(1)の競争力の高い魅力ある観光地域づくり支援臨時対策事業です。

観光客の満足度を高め、魅力ある観光地域づくりを推進するため、観光地の面的な高付加価値化及び多様な観光客の受入れ体制整備への支援に要する経費でございます。

66ページをお願いいたします。

繰越明許費として、1億2,890万円の設定をお願いしております。

先ほど御説明いたしました2の(3)、(4)、それから3の(1)の事業について、補正予算として提案しており、年度内では十分な期間が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

67ページをお願いいたします。

債務負担行為を2件お願いしております。

上段は、ツール・ド・九州開催に向け設置しております実行委員会事務局、下段は、九州7県と民間事業者などで構成する九州観光機構へ派遣する職員の宿舍借り上げに係る経費について、年度当初からの執行が必要なた

め、債務負担行為の設定をお願いするもの
でございます。

資料変わりまして、令和6年度当初予算の
説明資料の81ページをお願いいたします。

観光費として、本年度は6億3,949万円余
をお願いしております。

説明欄2の観光客誘致対策費として、(1)
の事業で、観光事業者の経営力強化を図るた
め、観光経営塾による人材育成や雇用確保の
ための就職面談会の実施に要する経費をお願
いしております。

(2)の事業は、地域の特性を生かして高い
付加価値を創出し、地域の経済を牽引する観
光拠点施設を整備する民間事業者への助成に
要する経費でございます。

(3)プロスポーツによる地域活性化事業
は、県内のプロスポーツチームが連携協定に
基づいて実施する地域づくり支援や交流人口
の拡大推進などに要する経費でございます。

(4)は、国際バドミントン大会誘致促進事
業です。

2024年11月に開催が予定されています国際
バドミントン大会の大会開催に要する経費で
ございます。

82ページをお願いいたします。

(5)ツール・ド・九州受入環境整備事業で
す。

昨年に引き続き開催が予定されております
ツール・ド・九州に向けた大会開催及び機運
醸成に要する経費でございます。

3の観光基本計画促進費では、観光統計動
態調査の実施と(2)野外コンサート施設運営
事業等の経費をお願いしております。

4番の観光標識整備事業は、県管理の国道
及び県道における観光案内標識、観光案内板
などの整備、点検に要する経費でございま
す。

観光企画課は以上です。

○石井観光振興課長 観光振興課でございま

す。

2月補正予算資料の68ページをお願いいた
します。

観光費につきまして、1億5,000万円余の
減額補正をお願いしております。

主なものを説明させていただきます。

2、観光客誘致対策費でございます。

(1)新規事業の豪雨被災地域における観光
需要回復緊急支援事業は、豪雨被災地域の観
光復興を支援するため、観光バスなどの交通
機関の利用を組み込んだ旅行商品などへの助
成に要する経費として、3,000万円余の増額
をお願いしております。

(2)旅するくまモンパスポート事業は、デ
ジタルクーポンを活用した県内周遊促進事業
ですが、クーポンの配布実績等を踏まえ、約
1億7,000万円を減額するものです。

(5)クルーズ船誘致促進事業については、
船会社や旅行会社へのセールスの実施など、
クルーズ船の誘致活動に関する事業の執行残
による減額でございます。

続きまして、70ページをお願いいたしま
す。

繰越明許費の設定でございます。

先ほど御説明しました豪雨被災地域におけ
る観光需要回復緊急支援事業につきまして、
来年度にかけて事業を実施するため、繰越明
許費の設定をお願いするものです。

続きまして、71ページをお願いいたしま
す。

債務負担行為の設定でございます。

クルーズ船観光客受入体制強化推進事業に
つきまして、令和6年度当初から、外国船の
入港に伴う受入れ業務が発生することから、
当該業務委託に係る経費について債務負担行
為の設定をお願いするものです。

続きまして、当初予算資料の83ページをお
願いいたします。

観光費につきまして、3億700万円余の予
算をお願いしております。

2、観光客誘致対策費でございます。

(1)インバウンド誘致推進事業は、海外での商談会への参加や海外の旅行会社、メディアの招請、SNSを活用した情報発信など、外国人観光客の誘客推進に要する経費でございます。

(2)阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業は、国際線の振興による本県への誘客促進を図るため、航空会社や旅行会社と連携し、阿蘇くまもと空港の国際線プロモーションを実施するために要する経費でございます。

(3)国内観光誘致対策事業は、本県の観光情報の発信や交通事業者等と連携した県内への誘客を図るための観光PR・プロモーション等に要する経費でございます。

(4)クルーズ船誘致促進事業は、船会社や旅行会社へのセールス等の実施や県内の観光資源を生かした寄港地ツアーの造成など、クルーズ船の誘致活動に要する経費でございます。

(5)クルーズ船受入体制強化事業は、クルーズ船受入れにおける旅行会社や関係機関との連絡調整、観光施設等との情報共有、おもてなしの実施など、クルーズ船観光客の受入れ環境整備に要する経費でございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。

(6)教育旅行誘致推進事業は、教育旅行の誘致に向け、本県への教育旅行の相談等にワンストップで対応するプログラムコーディネーターの配置に要する経費でございます。

(7)旅するくまモンパスポート事業は、デジタルクーポン、旅するくまモンパスポートを活用した本県への誘客、県内の周遊促進に要する経費でございます。

(8)台湾インバウンド誘客強化事業は、台湾からのインバウンド誘客を強化するため、本県の観光セールス等を行う台湾での現地代理人の配置や台湾からの訪日教育旅行の受入れ体制構築に要する経費でございます。

観光振興課は以上です。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

2月補正予算資料72ページをお願いいたします。

農業総務費の説明欄1、農産物流通総合対策費の輸出向けHACCP等対応施設整備事業は、食品産業の輸出向けHACCP等の対応に必要な施設整備に対して助成を行う全額国庫補助の事業です。国の経済対策で予算措置されたことに対応し、予算を計上しております。

2のブランド確立・販路対策費の(3)GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業も全額国庫補助事業です。

海外の規制等に対応した輸出産地形成に取り組む団体への助成ですが、国からの内示が見込みを下回ったことにより減額するものです。

商業総務費の下ページになりますが、説明欄3、物産振興費のコロナ対策分、(4)くまもと県産品消費喚起緊急支援事業は、県物産振興協会等が行う県産品の消費喚起のためのフェアやイベントなどの取組の助成に要する経費です。

74ページをお願いします。

補正予算にありました輸出向けHACCP等対応施設整備事業とくまもと県産品消費喚起緊急支援事業について、今年度から来年度にかけて実施することから、繰越しの設定をお願いするものです。

75ページをお願いします。

上海事務所のスタッフに係る経費や熊本県物産館飯店舗等の賃借料、大阪での販路拡大を行う専門スタッフに要する経費について債務負担行為の設定をお願いしております。

資料変わりまして、令和6年度当初予算資料の85ページをお願いいたします。

農業総務費の説明欄1、農産物流通総合対

策費の輸出向けHACCP等対応施設整備事業及び2、ブランド確立・販路対策費の(2)GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業は、いずれも国庫補助事業であるため、国の事業スケジュールに対応し予算を計上しております。

86ページをお願いいたします。

商業総務費の3、物産振興費の(2)首都圏等県産品販路拡大事業は、銀座熊本館等を活用した県産品の販路拡大の取組に要する経費です。

4、伝統工芸振興費の(2)伝統工芸館施設改修事業は、昨年度開館40周年を迎え、施設の老朽化が進んでいる伝統工芸館の施設改修に要する経費です。

工鉦業振興費の産業展示場施設改修事業は、産業展示場グランメッセの施設改修に係る経費です。

次に、87ページをお願いします。

債務負担行為の設定を2件お願いしております。

いずれも令和7年度まで2か年で事業遂行が必要な事業で、伝統工芸館の施設改修に係る経費、産業展示場の施設改修に向けた設計に係る経費です。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○吉田孝平委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

竹田企業局長。

○竹田企業局長 今回提出しております議案の説明に先立ちまして、企業局所管の電気、工業用水道及び有料駐車場の各事業の状況につきまして御説明申し上げます。

まず、電気事業につきましては、ここ数か月は例年より降雨量が少なかったものの、春から夏にかけて降雨に恵まれ、発電も順調に推移していることから、今年度の目標供給電

力量を達成する見込みです。

次に、工業用水道事業につきましては、有明工業用水道の未利用水を半導体関連企業に供給する新規事業に向けた調査を進めています。

この取組は、有明工業用水道事業の経営改善と地下水の保全の両立を目指すもので、現在、事業化に向け関係機関と協議を重ねています。

最後に、有料駐車場事業につきましては、安政町駐車場の利用が、前年比で約1割増、コロナ禍前と比べても約95%と順調に回復しております。

また、先日の熊本城マラソンにおいて、安政町駐車場の一部を更衣所や休憩所として提供し、昨年を上回る多くの方々に御利用いただきました。

引き続き、指定管理者と連携の上、町なかのにぎわいづくり等に貢献してまいります。

それでは、本日御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

まず、令和5年度2月補正予算につきまして、説明資料76ページの総括表を御覧ください。

補正額の欄の最下段のとおり、収入総額で9億2,900万円余、支出総額で7億1,900万円余の増額補正をお願いしております。

主なものとしては、国の経済対策補正予算を活用した新規工業用水道事業に要する費用8億5,500万円がございます。

次に、令和6年度当初予算でございますが、説明資料の88ページの総括表を御覧ください。

本年度予算額の欄の最下段のとおり、収入総額で63億5,600万円余、支出総額で72億5,100万円余の予算を計上しております。

前年度当初予算と比較して増加している主なものとして、電気事業における市房、緑川発電所の設備の修繕費等がございます。

なお、補正予算、当初予算それぞれにつき

まして、債務負担行為の設定もお諮りしております。

詳細につきましては、この後、総務経営課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○吉田孝平委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

2月補正予算説明資料の77ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入の営業外収益につきましては、児童手当等に係る一般会計からの繰入金が増となっております。

下段の収益的支出における営業費用の8,200万円余の減額は、発電所の設備工事費や設計費、今後の売電方法検討に係る委託費の減などによるものでございます。

78ページをお願いいたします。

電気事業会計の資本的収支でございます。

上段の資本的収入の企業債につきましては、発電所等の照明設備改修工事の財源として、企業債による資金借入れではなく、自己財源を活用したことに伴い、全額を減額しております。

下段の資本的支出における建設改良費の1億5,700万円余の減額につきましては、発電所及び幸野ダムの設備等に係る設計委託費の減によるものでございます。

79ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入における営業収益の6,100万円余の増額は、福岡県など施設共同管理者からの維持管理負担金で、物価高騰による増額分でございます。

その下、営業外収益の400万円余の増額

は、施設の電気料金高騰に係る国交付金の増などによるものでございます。

下段の収益的支出における営業費用の5,900万円余の増額は、共同管理者から収受した維持管理負担金のコンセッション運営権者に対する支出や八代工業用水道事業の修繕工事に係る管理委託費等の増によるものでございます。

80ページをお願いいたします。

工業用水道事業の資本的収支でございます。

下段の資本的支出から御説明いたします。

建設改良費の8億9,900万円余の増額のうち、8億5,500万円につきましては、有明工業用水道事業の未利用水活用による新規工業用水道事業に要する費用でございます。

内訳としましては、用地取得費、地質調査及び浄水場建設に係る設計費等でございます。

その財源としまして、上段の資本的収入におきまして、企業債を5億1,300万円、国庫補助金を3億4,200万円計上しております。

81ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計の収益的収支でございます。

職員給与費等の所要見込額に応じた減額補正を行っております。

82ページをお願いいたします。

電気事業会計の債務負担行為の設定でございます。

来年度4月1日から実施する発電所設備等の保守点検業務などにつきましては、今年度中に契約する必要があることから、それぞれ記載のとおり設定をお願いするものでございます。

83ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の債務負担行為の設定でございます。

都呂々ダム設備の保守点検業務等について、電気事業会計同様に設定をお願いするも

のでございます。

続きまして、令和6年度当初予算説明資料の90ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入は、合計38億7,900万円余、そのうち営業収益は38億5,800万円余で、主に電力料収入でございます。

下段の収益的支出は、合計31億1,800万円余でございます。

営業費用27億9,100万円余の主な内訳としては、説明欄に記載のとおり、職員給与費、修繕費や減価償却費などのほか、地元貢献として発電所所在市町村に交付金を支出する普及開発関係費などを計上しております。

また、説明欄8番にございます小水力発電開発可能性調査費につきましては、今年度に引き続き、新規開発候補地点の流量調査等の費用を計上しております。

損益につきましては、最下段に記載のとおり、7億6,000万円余の利益を見込んでございます。設備の修繕に係る営業費用の増に伴い、前年度比で減益となっております。

91ページをお願いいたします。

電気事業会計の資本的収支でございます。

上段の資本的収入は、合計2億6,500万円余でございます。

起債を要する大規模工事等を予定していないことから、前年度比で減となっております。

下段の資本的支出は、合計18億4,600万円余でございます。

発電所リニューアル事業の財源として、令和3年度に借り入れました企業債の元金償還が始まることから、前年度比1億6,100万円余の増額となっております。

92ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入は、合計11億9,400万円余でございます。

営業収益における給水収益等3億7,500万円余のほか、施設の共同管理者からの維持管理負担金でございます。

下段の収益的支出は、合計12億3,100万円余でございます。

営業費用11億9,400万円余の主な内訳としては、ダム等管理負担金、修繕費や減価償却費などのほか、コンセッション運営権者に支出する維持管理負担金、地元貢献として施設所在市町村に協賛金を支出する普及開発関係費などを計上しております。

損益につきましては、有明工業用水道事業における竜門ダム関連経費の負担が大きく、最下段に記載のとおり、工業用水道事業全体で3,700万円余の損失を計上しております。

93ページをお願いいたします。

工業用水道事業の資本的収支でございます。

まず、下段の資本的支出から御説明いたします。

資本的支出は、合計9億5,700万円余でございます。

建設改良費として、八代工業用水道の取水口である遥拝頭首工等改修工事の負担金など、4億900万円余を計上しております。

そのほか、企業債や借入金の償還金を計上しております。

上段の資本的収入は、合計9億300万円余でございます。

建設改良費の財源としての企業債2億6,300万円、共同管理者からの工事受託金5,400万円余のほか、他会計からの補助金、借入金などを計上しております。

94ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入は、合計1億1,400万円余、そのうち営業収益は1億1,100万円余で、主に指定管理者からの納付金収入でございます。

下段の収益的支出は、合計4,700万円余でございます。

説明欄記載のとおり、営業費用に減価償却費や地元貢献のための普及開発関係費などを計上しております。

最下段の損益につきましては、6,600万円余の利益を見込んでおります。

95ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計の資本的収支でございます。

資本的支出は、県政貢献として、一般会計への繰出金5,000万円を計上しております。

96ページをお願いいたします。

電気事業会計の債務負担行為の設定でございます。

発電所、ダムの保守管理業務デジタル化に要するシステムの導入に係る業務委託につきまして、1年を超える事業期間を要するため、令和7年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○吉田孝平委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

○吉野労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております予算関係議案につきまして、まず、補正予算から御説明いたします。

補正予算分の説明資料、最終ページ、84ページをお願いいたします。

上段の委員会費ですが、労使紛争の審査、調整、あっせん等の実績に合わせ、委員報酬の所要見込額を減額するものでございます。

下段の事務局費ですが、職員給与費につきまして、現在の職員の配置に応じた所要額を確保するため、給与等の増額補正をするものです。

以上、合わせて66万円余の増額補正によ

り、補正後の当委員会の予算額は、1億1,312万円余となります。

次に、令和6年度当初予算について御説明いたします。

当初予算分の説明資料最終ページ、97ページをお願いいたします。

まず、上段の委員会費についてですが、15名の委員報酬2,726万円余を計上しております。

次に、下段の事務局費についてですが、説明欄1の事務局職員に係る職員給与費として8,033万円余、また、2の運営費として、労使紛争の審査、調整、あっせん等を行うための事業費等532万円余を計上しております。

以上によりまして、当委員会の予算総額としては、1億1,293万円となっております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

また、発言する際は、マイクを自分の口元にしっかり向けて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

補正も本予算も一緒にいいですか。

○吉田孝平委員長 一緒にいいです。

○前田憲秀委員 当初予算の26ページ、くらしの安全推進課さんの御説明をありがとうございました。

交通安全対策促進費、交通安全対策費用、飲酒運転、自転車の安全利用、御説明がありましたけれども、前年比からすると4分の1ぐらいでしょうか。非常に、骨格予算とはいえないような気がしますけれども、何か理由がございますか。

○東田くらしの安全推進課長 今回、広報啓発事業ということで計上させていただいている部分もございまして、委員がおっしゃったとおり、ちょっと少なくはなっておりますけれども、特段の事情があって削減をしたというわけではございません。引き続き、同じように広報啓発等を進めていきたいとは考えております。

○前田憲秀委員 特に理由がないということですかね。何か心配な気もするんですけども、大事な予算じゃないかなと思うんですけども。

○東田くらしの安全推進課長 交通安全対策会議等の会場設備、使用料等も減額をしておりますし、そういったところで、特段啓発事業で下げているという気はございませんので、引き続き進めさせていただきたいとは考えているところでございます。

ちなみに、ドラレコの部分が全く——高齢者の安全運転支援の関係で、ドラレコの関係と踏み間違いの防止装置、これの事業が5年度をもちまして終了ということになりますので、その部分の委員のお話だと思います。申し訳ございません。よろしくお願いします。

○前田憲秀委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点、よろしいでしょうか。

同じく、当初の61ページです。

水素ステーションの撤去費用が800万ということで出ました。セレモニーもあり、非常

に水素、熊本県の取組の象徴的なものでありますけれども、残念でなりません。いつぐらいに撤去予定というのは分かっているのでしょうか。

○岡山エネルギー政策課長 県庁のスマートステーションが耐用年数を迎えるのが令和6年5月末ですので、撤去としては、それ以降、6月以降の撤去となります。まだ明確に何月何日と決まっているわけではありません。

以上でございます。

○前田憲秀委員 分かりました。ありがとうございます。

これまでも、水素はいろんな角度で私も勉強もし、訴えてきたつもりですが、ただ、エネルギー政策課さんとしての工鉦業振興費というのは、前年度予算5億8,000万ぐらいプラスになっております。水素に関しても、また違う角度で取組を検討もされてらっしゃるんじゃないかと思っております。

R E 100だとか、空港周辺様々再生可能エネルギーの話がありましたけれども、私は、もう以前から言っているように、この水素というのは、目的ではなくて手段というふうに聞いております。太陽光で発電した電気も、現に今余剰電力があるわけですし、発電し過ぎの状態があるわけですね。それを抑制してくださいという状況です。

今風力の話もありましたけれども、風力発電も風が吹かなければ発電ができないというところで、私が言うのは、水素は、手段というのは、例えばエネルギーをためて運ぶことができるのが水素と。大きなこれからの将来の特徴であるんじゃないかというふうに思っております。

スマート水素ステーションが撤去されるのは残念ですが、何か次、県としては、その水素に関しては、こういった方向性みた

いなものがあれば、内藤局長あたりにお聞かせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○内藤産業振興局長 委員の水素に対する思い、本当に重々複数年にわたってお聞きしております。ずっと特別委員会でも申し上げましたけれども、一番の私どものネックはコストだと思っております。

一熊本県が、国に対して——国がいろいろ水素関連ということで戦略をこの間発表しましたけれども、今後、やっぱりドラスチックなそういう方策を国が定めていくと思っておりますので、熊本県といたしましては、九州各県と足並みをそろえて勉強会なども今参加しておりますし、F C Vのトラック関係も推進していけますよう、他県と足並みをそろえて、国の動向を注視して国への要望も含めてやっていきたいと思っております。

○前田憲秀委員 これまでの水素というのは、いわゆる化石燃料から水素を取るグレー水素、そして、ブルー水素といいますかね、それでも水素を取るのにC O₂が発生するという御説明もこれまでありました。

これからは、グリーン水素、先ほど言いましたように、太陽光や風力から作る水素、これはC O₂が発生しないと。こういう将来のエネルギーをぜひ熊本から発信していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかに。

○内野幸喜委員 すみません。先ほどちょっと前田委員が質問されたときに関連で質問すればよかったんですけども、26ページ、くらしの安全推進課のところですね。

交通安全特別啓発事業ということで、自転

車の安全利用に向けた——自転車ということ でちょっと特化して質問したいと思うんですが、今、自転車については保険義務化というのが令和3年からされてますし、ヘルメットについては努力義務ということになってます。

今チャリチャリとか、あとは観光地でレンタサイクルとか言ってますが、観光客の方ですね。例えば、海外の方とかというのは、恐らくそういう保険とか入ってないと思うんですよね。

我々は、大体みんな保険に入っていたりとか、今自動車保険にも附帯でそういうのがついたりとかしてますので、ほとんどの方は入っていると思うんですけども、もしその保険に入っていない方が、そうしたチャリチャリだったりとかレンタサイクルとかで事故を起こしたときとか、これはやっぱりその事業者が負担するのとか、その乗ってた方がいろいろな負担するのかって分からないんですけども、そうした中、その事業者と連携しながら、そうした普及というものをやっぱりやるべきじゃないかなと思うんですね。

現状について、今どうなっているのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

委員のお話を今いただきましたけれども、申し訳ございません。手持ちとして資料はちょっとございませんが、事業者が保険を掛けるのか、もしくは借りた者が自分の保険で賄うのかという両方のパターンがあると思っておりますけれども、その割合等についても、申し訳ございません。手持ち資料はございませんし、今現在、事業主等と直接的にその保険の関係でお話をしているというところで、申し訳ございません、今から進めていくべきだと考えております。

○内野幸喜委員 これから、例えばチャリチャリとか今利用者も増えてますし、箇所も大分増えてきているんですね。福岡から始まって、今熊本のほうもどんどん広がってきてますので、恐らくこれから日本人だけでなく観光客の方とかも使う可能性もあります。

そうしたときに、我々は、さっき言ったように、保険の義務化というのがもう始まります、熊本県の場合はですね。その義務化されてない地域の方であったりとか、そもそも海外の方が利用するケースだってありますので、この辺は、今後、この対策会議とか、上に(1)でありますけれども、事業者も交えて、そういったこともこれからやっていっていただきたいなというふうに思いますので、ここはもう答弁要らないので、ぜひそうしたこともお願いしたいなというふうに思います。

それから、続けていいですか。これは、今環境生活部だけですか。

○吉田孝平委員長 いや、全体です。

○内野幸喜委員 商工のほうもいいですか。

これはもう部長にちょっとお聞きしたいんですけれども、この間の開所式、24日。これはもう出た人しか分からないと思うんですね。その開所式に出た人しか、その雰囲気だったりとか、どんな話があったのかと。

そうそうたる方々が、創業者であったりとか、TSMCの会長だったりとか、経産大臣、地方創生担当大臣とか、また、トヨタ、デンソー、ソニーとか、多くの有名な企業の会長、社長が出席したと思いますが、その雰囲気だったりとか、そこでどんな話があったとか、ちょっと教えていただければなと。我々は分からないものですから、簡単に。

○三輪商工労働部長 商工労働部でございま

す。

私のほうも、24日に建物、事務棟の中に入ることができました。ただ、開所式の会場は、残念ながら、私ぐらいではなかなか入れないので……。

○内野幸喜委員 そうですか。部長も入っていない。

○三輪商工労働部長 ちなみに、県では、知事と渇上議長だけが中に入られて、ただ、1階にレストランのスペースがありまして、そちらに大きなスクリーンがございまして、そこでしっかり拝見させていただきました。

委員がおっしゃったように、物すごい議員の先生方、企業関係者の方々が、こんな方たちがそろうんだということで、少し感動を覚えるような、そういう雰囲気でもございました。

また、モリス・チャンさん、創始者も出席されたということで、非常に、やっところまで来たという盛り上がりを感じたということが印象の第一でございます。

それと、終了後に水処理施設を見学させていただくことができました。私、なかなか専門じゃないので、話の全てを理解するのは、これはちょっと不可能でございましたけれども、やはり水処理につきまして非常に熱心に取り組んでおられるということを感じた次第でございます。

本当にやっところまで来たと、これは、私どもの部だけでなく、全庁挙げてみんなで取り組んだ成果がやっところ来たと。しかも、第2工場の補助の額も7,320億ということが発表されまして、非常にほっとしたのと感動したのと、それが率直な気持ちで、知事のほうも大変喜んでおりました。

以上でございます。

○内野幸喜委員 はい、分かりました。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

ちょっと関連してなんですけれども、今内野委員のほうから——開所式が始まって、第1工場、いよいよこれから生産に入っていくわけですが、第2工場のほうが正式に発表されて、次の集積に向けていろいろ動きが加速をしていると思うんですね。

1つの工場だけでやると、いわゆるこちらの事業のボリュームは小さいんですけども、第2工場までなってくると、いわゆる半導体の前工程のボリュームがかなり大きくなってきて、部長の最初の総括説明にもあるように、さらに集積の動きが加速化することが期待されるということになると、前工程でされた部分の集積がかなり——第3工場がどこになるか分からないんですけども、これによって、いわゆる第1工場だけでは——第1工場のときのいわゆるそのボリュームだけではなくて、もういろんな種類もあると思うんですけども、そのほかにいわゆる半導体の集積というのが広がっていくんじゃないかと思うんですね。

例えば、ここに集積が深まれば深まるほど、今まで後工程を含めてTSMCが台湾で委託をしていたところの企業も熊本にまた入ってくるかもしれませんし、そういった流れが加速しようとしているんじゃないかなと私は思ってるんですね。

そういったことに対して、今後、来年度に向けては、すごく大切な時期なんじゃないかと思うんですが、そういう状況に対して、県の商工労働部としては、予算も骨格なんですけれども、どういうふうに考えているのか。そこはちょっと私興味あるところなので、ちょっと教えていただきたいと思うんですけども。

○三輪商工労働部長 商工労働部でございます。

いろいろな課題がございます。先ほど水の話もありましたけれども。

今、県の工業団地というのが、あと長洲町に1つ残っているだけという状態でございますので、まずは、台湾からのいろいろな問合せもございますので、一日でも早く県の工業団地の整備を急ぎたいということでございます。

1つが、今回議会にお願いしております菊池の工業団地の整備でございます。

こちらは、令和8年度の方譲に間に合うように、今一生懸命交渉を続けているところでございます。

それともう一つが、昨年12月に発表いたしました八代地域の工業団地、こちらのほうも半導体企業とか可能性があるというふうに思っております。

特に、中九州横断道路が整備されますと、今、JASMさんが現地からもそんなに時間かからず、高速道路で行ける距離にもなります。

また、港も整っておりますので、八代の工業団地にそういう企業が来ていただければ、水俣・芦北地域とか、もしくは、人吉・球磨地域にも、また新しい工場などの投資の可能性もあると思っておりますので、そういうことで、まずは、いろいろ雇用とか水とかの問題に対応していくのが第一でございますが、工業団地の整備を一生懸命進めたいと思っております。

それと、工業団地につきましては、市町村のほうも熱心に取り組もうとされておられます。先日は、山鹿市のほうが工業団地整備を発表されたということで、そういう市町村にも連携取って支援を続けていきたいというふうに思っております。

○池田和貴委員 ありがとうございました。

将来のことなので、ここで議論をしてもなかなかあれなんですけれども、ただ、本当

に、いわゆる集積を熊本に進めていくことが、多分、TSMCの企業にとっても、私たち熊本県にとっても、また、九州にとっても多分いいと。それはやっぱり今のところ最善じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、それに向けて熊本県としてできることを、本当、迅速に最大限にやれるように努力をしていただきたいと思います。これはもう要望でございます。

それと、すみません、続けていいですか。

当初予算の35ページのふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業なんですけれども、これについては、やはり周りでも奨学金の返還について苦しんでいらっしゃるようなお声も大分聞きますので、これは、今参加を希望されている会社の数とか、あとは、どれぐらいの人がこの奨学金返還サポート事業を受けていらっしゃるのかということと、それと、今基金のほうを積み立てているということですが、この残高についてちょっと教えてもらえますか。

○池永商工政課長 委員からの御質問であります奨学金サポート事業への参加の企業数ですけれども、まず、企業数につきましては、年度によって多少異なっておりまして、令和4年度から申しますと、4年度が96社で、枠としては328人分をされております。令和5年度については117社で、枠としては400人分をしております。

それで、支援のほうですけれども、令和4年度につきましては、71人に対して1,500万程度の支援をしております。その半分が県の負担ということで、残りが企業等の負担になります。

5年度につきましては、支援者数が、令和2年度からの積み重ねで10年間支援していきますので、その人数のトータルが114人になっております。支援額が2,500万ぐらいになって、その半額が県の負担となっております。

す。

基金の残額については、すみません、ちょっと手元ですぐ数字が出てきませんので、後ほど御説明に参りたいと思います。

以上です。

○池田和貴委員 はい、分かりました。どうもありがとうございます。

今の数字は、多分ホームページとか見れば分かることなんじゃないかと思うんですけども、意外とこれは知っている人がいれば魅力的なんじゃないかなと思うんですけども、私、ちょっと大学生の何人かに、実はこういうことがある、県と企業でやっているんだよって話をしても、えっとかという話なんですよね。

やはり、知らせる、周知をしていくこと、こうすることはすごく大事なことで、もちろん予算の関係とかいろいろあるかと思いますが、やはり優秀な学生で、こういう事業を使うことによって選択肢が広がるのであればいいと思うので、ぜひいろんな大学の方にやっぱり勧めていただきたいなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○池永商工政策課長 周知については、我々も大変重要なことだと思いますし、制度としても、非常に、これから奨学金を利用する方にとっても大事なことです。現在、マイナビさんを通じて、そういった周知活動等もやっております。また、今後も強化していきたいと思っております。

以上です。

○池田和貴委員 はい、頑張ってください。お願いします。

以上です。

○岩田智子委員 7ページですね。当初予算です。

水俣病保健課なんですけれども、いろんな対策費とかが前年度と比較すると大分やっぱり減っているということは、人数とか水俣病の手帳を持っていらっしゃる方とかも減っていらっしゃるのかなというふうに推測もしますが、今、その胎児性、小児性の患者さんが何人おられて、大体平均何歳なのか。それから、手帳を持っていらっしゃる方が今何人なのかということをちょっと教えていただけますか。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

胎児性の患者さんなんですけど、お尋ねいただいたとおり、当初、胎児性の患者さんというものの定義がはっきりしておらない状況がありまして、その後、胎児性の患者さんを対象とした事業というのが平成18年度からスタートしております。そのときに事業の対象として定義されたのが、昭和16年生まれ以降の方ということで便宜上設定されておりましたので、その定義で申し上げますと、現在71名の方がいらっしゃいます。年齢層、平均年齢のほうは、詳細に出しておりませんが、大体下の方で60歳、上の方で80歳程度の方がいらっしゃいます。

それから、手帳の所持者に関してなんですけど、手帳は、大きく分けて、平成7年の政治解決のときの医療手帳、こちらがありまして、現在3,000名ほどの方が手帳を所持しております。また、もう一つが、平成21年の特措法によって、水俣病の被害者手帳というのがございまして、そちらが3万4,000名ほどの手帳の所持者の方がいらっしゃいます。

以上になります。

○岩田智子委員 分かりました。ありがとうございます。

しっかりと来年度も取り組んでいただきたいと思います。

それから、環境生活部長の総括の説明で、性被害とか性暴力のことで被災地のこととかを今日言っていただいて、とってもうれしいなと思っています。

それから、半導体の今いろいろお話があったんですけど、ここにも書いてあるように、環境保全の取組も物すごく大事だと思っていて、水のモニタリング調査とかも、もうされるということで、新しく予算もきちんと取られていますよね。

公害のところですね。17ページですね。

いろんな公害の監視とかそういうことで、前年度よりもちょっと予算も骨格で多くなっているというのは、そういう新しいものも入っていると思うんですけども、特に、有機フッ素とか、そういうものを73地点でやるということ、いつを予定されているのか、何回もやられるのかどうなのか、公表はどうされるのかというのが分かっていたら教えてください。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

PFOA、有機フッ素化合物の調査に関しましては、夏ぐらいから開始になるかという見込みでございます。現場の保健所と日程調整とかもありますので、まだ具体的な採水とかの確定には至ってはおけません。

調査結果に関しましては、もちろん年度内に報告させていただくということでございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

市民の皆さん、県民の皆さんも心配をされているので、しっかり公表——動画とかも作ると今日お話がありましたので、しっかりと啓発をして公表していただきたいと思っています。

それと続けていいですか。

フードロスのところですよ。29ページ、当初

です。消費生活課。

食品ロスのことで、当初から384万円余という予算がついてるんですけども、コロナがちょっと明けて、今年度とかいろいろ消費が活発になりましたよね。

29ページです。食品ロス削減推進事業です。

そういうところで、今の様子ですね。この食品ロスがどんな状況なのかというのをちょっと教えていただきたいのが1つです。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

御質問ありがとうございます。

食品ロスの推測値でございますが、今の状況といたしますか、実は、令和3年度に食品ロスの削減計画をつくりましたときに、県内の食品ロスの推測をしているんですけども、家庭ごみ、家庭からの食品ロスが約3万2,000トン、事業所からの食品ロスが約2万1,000トン、計5万3,000トンというような推測値を出しております。

現在、県の計画では、これに対しまして、令和7年度に、家庭からの食品ロスを2,000トン、事業所からの食品ロスを1,000トン削減し、合わせて3,000トンの削減をするということを目標に、現在、食品ロス削減アクションということで、てまえどりと食べきり運動、フードドライブ、食品ロス削減モニターによる食ロスチェックというのを進めているところでございます。

以上です。

○岩田智子委員 令和7年で3,000トン削減していくという目標で、何かいまいち——教育に関する経費もここにありますが、しっかりと一人一人がそれを考えないと、なかなかやっぱり進まないと思いますし、宴会なんかで30分何か最初座つとくとかあるじゃないですか。あれが何かあんまり徹底されて

ないなって最近思うことがあって、座つとけとか思いますけれども、そういうところもしっかりとまた改めて啓発をしていただきたいなと思っています。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○内野幸喜委員 78ページ。これは観光国際政策課じゃひょっとしたらないのかもしれないですが、ここに書いてあるので。

商業総務費のところで、シンガポール事務所、アジア事務所ですね。それから上海事務所、香港事務所とありますが、それぞれ職員の方が派遣されてて、今円安ですよ。恐らく給料は円払いだと思うんですが、その辺というのは、物すごく今円安が進んでる中で、何かこう調整とかあってあつて……。すみません、ちょっと疑問に思ったものですから。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

委員御指摘のとおり、海外事務所の職員は、今の状況、円安の状況は非常に厳しいものがございまして、旅費から生活費からかなり悲鳴を上げているところございます。

私ども、そうした状況を踏まえて、人事課とも相談して、その経費分をどういう形で補填するか。

今年度も実際補填をしておりますし、今後の動向を踏まえながら、そこはしっかり検討して、現場の職員が生活の不安を抱えないように対応していきましょうということで、こういったスムーズな——円安になったり、円がまた円高に変わったり、その触れる幅をどういう形で吸収していつて対応していくかということを、ルール化も含めて今後しっかり検討しましょうということで、今まさに人事課さんと相談をしているところでございます。

○内野幸喜委員 そういふのは大事なことだと思うんです。やっぱり海外勤務をしたいという職員もいらっしゃるかもしれないんですけども、ただ、この円安がずっと続いて、いざ勤務をしたら非常に生活が厳しいとなると、どうしよかなって考える方も出てくると思うんですよね。そこをやっぱりしっかりと人事課のほうとどういう形で調整できるかということは話し合っていてほしいなというふうに思います。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課で申し上げることかどうか、ちょっと言い過ぎかもしれないんですけども、県で、T S M Cの動きを含めて、海外からの企業さんですとか人材もどんどん入って来られる。うちは、多文化共生を対応させていただいておりますので、その動き増えている状況というのを肌で感じております。

そこに対応して、各分野で県の職員もグローバル人材というのが求められていると思いますので、その最前線として海外事務所の職員が海外の情報を集めて、そして戻ってきて、県にまたそういったノウハウ、ネットワークを生かすような、つないでいくということもやってもらえるわけですから、そこには、体制の整備、今まさに委員から御指摘いただいた点というのはとても大事にしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○内野幸喜委員 お願いします。

○池永商工政策課長 先ほど池田委員から、奨学金返還支援基金の残高の御質問がございまして、数字が分かりましたので、お答えさせていただきますと思います。

令和4年度末で約1億9,000万円で、昨年の令和5年12月の時点では、約2億8,000万

円程度の基金残高がございます。また、毎年当初予算等で積立てをしておりますので、年々増えていっている状況でございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

内野委員の先ほどのチャリチャリの関係でちょっと確認いたしましたところ、チャリチャリの会社のほうで、利用者に対する保険も加入できるということで準備をしているということになっておりますので、また後ほど詳しい資料についてはお持ちして説明をさせていただきますと思います。

以上でございます。

○吉田孝平委員長 ほかにございせんか。

○吉永和世委員 T S M Cの話にまた戻りますけれども、両部長から話がいろいろございました。

24日、開所式があったということで、いよいよ12月稼働なんですかね、と思いますが、それに向けて県の準備することもしっかりあるんだろうというふうに思います。

その中で、小原部長のお話の中で、工場稼働前後の環境の変化というのが、これはしっかりやっとかんと、やはりその県民の不安というのは、まさしくこの部分になってくるのかなと。しっかりやっていただきたいと思うんですけれども、これは、県がやることと、それと熊本市がやること、そしてまた、地元の町がやることと、そして企業がやることがあるんだというふうに思うんですけれども、これはおのおのやることをまとめて情報発信をやるのか。

そこら辺の情報発信のやり方というのがちょっと見えないんですけれども、そこら辺は

どういうふうな考え方でいらっしゃるのか。

○小原環境生活部長 環境生活部でございます。

今、吉永委員がおっしゃったこと、非常に大事なことだと思います。

基本的に、J A S Mさんと一緒にやるということはなかなか難しいかなと思ってるんですが、行政としては、県、菊陽町、熊本市等々とは一緒になってやるべきだと思っております、実は、先ほど私の説明の中で、モニタリング会議を今月1日に開催しましたということで申し上げたんですけれども、その席に熊本市の職員、あと菊陽町の職員も参画いただいております。

当然、J A S M工場は菊陽町にありますけれども、それから熊本市を通過して海のほうに流れていくということでございますので、その排水の流れを併せてきちんと監視する団体も、菊陽町が監視する、県が監視する、熊本市が監視するという部分もございますので、その辺は連携を取ってございます。何か問題があれば、すぐにJ A S Mと会社のほうに指摘しまして、対応してもらうというふうな形になるということで考えております。

ちなみに、T S M Cとは違うんですが、有機フッ素化合物につきましては、先ほど県のほうから、73か所調査するとしてますけれども、熊本市内については、熊本市が担当するようになってまして、40数か所やることになってます。あと国が4か所やるということで、来年度は、熊本県内全体で122か所ということで、県内全市町村が対象で調査できるということになってますけれども、これも、県の環境審議会の中で、そういう一緒にやっていきたいと思いますという体制を取っております。環境につきましては、やっぱり県内全域できちっと保全されていくということが重要ですので、地元自治体とは特に連携してやっていきたいというふうに思っております。

す。

○吉永和世委員 そこはしっかりやっていただきたいなと。不安をあおるような一部雑誌関係というか、ネット上もいろいろありますので、そこをしっかりと、正しい情報をしっかりと県が発信していくということが非常に大事なことだと思いますので、そこら辺はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、企業といったときに、結局いろんな企業があつて、T S M C本体だけじゃなくて、進出してきた企業、要は、関連産業においても、やっぱりその排水というか、そういったところは出す企業も多分あるのかなというふうに思うんですね。

だから、そこら辺のチェックといいましょうか、そこら辺もしっかりやっておかないと、T S M Cだけ注目しとつても、その関連産業という部分においても関係してくる部分もあるのかなと思いますので、そこら辺は、やっぱり県が中心となって、しっかり精査して対応いただくよう、ぜひお願ひしたいなというふうに思います。

○三輪商工労働部長 商工労働部でございます。

今御指摘がございましたけれども、水を守る、環境を守るというのが、これはもう一番重要な課題だと思っておりますので、隣の小原部長の環境生活部などと連携し、また、必要なインフラ整備については、他部局とも連携しながら、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

補足ですけれども、もちろん、T S M Cのような大規模な工場じゃなくても、水質汚濁防止法、あと、本県独自の地下水保全条例で、かなり有害物を使う事業所については、

網羅的に届出を出していただいて、毎年、井戸水の検査とか、排水の検査とか、立入検査もやっているところがございます。

特に、菊池地域については、今後、企業の数も増えておりますので、保健所と連携して、現場の監視のほうは徹底してまいりたいと思っているところです。

以上です。

○吉永和世委員 よろしく申し上げます。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 委員長、すみません。あと1点だけいいですか。

観光で、当初の83ページ、観光振興課さんの観光費ですけれども、先ほど御説明がありました観光客誘致対策費で、インバウンドの誘致推進事業、情報発信、阿蘇くまもと空港の振興対策、様々御説明があったんですけれども、これは、例えば目標値みたいなのはあるんでしょうか。骨格で答えにくい部分もあるかもしれませんけれども。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

現在、令和5年の1月から11月の累計で85万人ということで、コロナ前の98.5%を回復したと、これは延べ宿泊者数ですけれども。これについて、まずは、2019年の93万5,000人を回復すること、そして2018年ですね、ここが熊本県で一番宿泊者数が多かった100万人台ということでありますので、それを目指していきたいというふうに考えております。

○前田憲秀委員 ぜひ、目標を明確によりしくお願いしたいと思います。

そして、もう1点ですね。今までもよく言われたことなんですけれども、インバウンド観光客誘致。

よく交通政策課さんとの連携が言われると思うんですけども、常に連携は取ってらっしゃるということなんですけれども、大きくすみ分けは、もう一回整理をしたいと思うんですけれども、どういうふうに捉えればいいんでしょうか。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

ただいまの質問についてなんですけれども、大きく役割分担としまして、航空会社への運航支援ですね。例えば、チャーター便の企画、助成ですとか、あと団体利用促進事業への助成金ですね。これについては、交通政策課のほうが実施しまして、あと航空会社、旅行会社、メディアと連携して行う宣伝広報事業、これを観光振興課のほうで担うという整理をしております。

以上です。

○前田憲秀委員 はい、分かりました。

しっかり一緒になってやってもいいようなイメージもありますので、今後の議論になるかと思えますけれども、しっかり連携をしてやっていきたいと思えます。

最後に、原山部長のお話でもありましたように、回復率は、九州1位、全国5位ということで、非常に喜ばしい数字じゃないかと思ってます。

部長から、できれば、今のその状況と、今後熊本はどうあるべきだという思いがあったら、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

○原山観光戦略部長 そうですね。地震、それから、コロナ、令和2年7月豪雨等々で非常に観光客、一時期落ち込みましたけれども、先ほど御説明申し上げましたように、ほぼV字回復といった状況になってきたかなと思います。

ただ、地域によって、やっぱりばらつきがまだありまして、コロナ前の状況に戻っていない地域もあるというようなことで、今回も補正予算で上げてますが、被災地への支援等々もまだ継続してやるところでございます。

そして、今後さらに熊本観光を盛り上げていくためには、課題としては、1つはやっぱり人材不足、人手不足の問題がありますし、あと、消費の数だけじゃなくて、消費額に着目して、それをより広げていくという観点から、今回も補正予算でも一部上げさせていただいておりますが、より付加価値の高い商品ですとかサービス、そういったものをつくり上げていく、そういった大きな方向性を目指して今後取り組んでいきたいと思っておりますし、現在、観光審議会のほうで新たな観光立県計画も策定をお願いしてますので、そういった中でも、そういったことが盛り込めて、さらに熊本の観光を盛り上げていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 以上です。ありがとうございます。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第7号、第12号、第16号から第18号まで、第20号、第21号、第25号、第26号、第32号、第33号、第37号から第39号まで、第54号、第62号及び第63号について、一括して採決したいと思いますので、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外18件について、原案のとおり

可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外18件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、ここで5分間休憩したいと思います。

再開は、12時45分から再開したいと思います。

午後0時39分休憩

午後0時45分開議

○吉田孝平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○枝國環境政策課長 環境政策課でございます。

経済環境常任委員会報告資料①の資料をお願いします。

チッソに対する平成7年政治解決一時金貸付けの支払い猶予について御報告いたします。

まず、1、チッソの経営状況等でございますが、令和2年5月、チッソの事業会社であるJNCの単体の令和元年度決算が、平成12年のチッソ金融支援抜本策で目標とする53億

円を下回ったため、国は、チッソに業績改善計画を策定するよう要請しました。

チッソは、計画策定に当たり、患者補償を確実に行っていくため、計画期間である令和3年度から6年度までの4年間、平成7年政治解決一時金貸付けの支払い猶予を国と県に要請しました。

この平成7年政治解決一時金について、枠組みを御覧ください。

平成7年の政治解決の際に、チッソが支払う一時金の資金を水俣・芦北地域振興財団から貸し付けたもので、県が財団に出資を行い、財団からチッソに貸付けを行っております。

チッソは財団に、令和27年度まで毎年約4.3億円を返済する計画となっており、チッソから財団に全額返済後、財団から県に全額返還されることになっております。

県は、国から返済猶予の協力要請がなされたことなどを踏まえ、支払い猶予の決定を行い、令和3年3月、当委員会に御報告しております。

2ページをお願いします。

チッソは、計画策定以降、表のとおり、令和4年度まで計画値を達成してきましたが、ウクライナ情勢などの影響を受け、令和5年度以降については、計画値との乖離が生じる見通しとなっております。

そのため、チッソから国と県に対し、業績改善計画を国際情勢の変化等に適合したものに改定したいとの申入れがあり、併せて、計画改定に当たり、新たな計画の取組期間である令和7年度及び8年度における平成7年政治解決一時金の支払い猶予をお願いしたいとの要請がございました。

2、国からの要請等を御覧ください。

国としては、チッソは業績改善に向けたさらなる取組が必要な状況にあり、計画の改定は妥当との考えであり、県に対し、返済猶予の受入れについて協力要請があったところで

す。

なお、不測の事態には、国により万全の措置が講じられることとなっております。

3、県の対応でございますが、県としては、国から返済猶予の要請がなされたことや、不測の事態には国により万全の措置が講じられることなどを踏まえ、支払い猶予を行うこととしております。

猶予に当たっては、令和2年度の支払い猶予時は、令和3年度から6年までの返済額全額を一括猶予しましたが、今回は、早期の償還を促進するため、平成12年抜本策に基づく返済可能な範囲を超える部分について猶予を行うこととしております。

なお、チッソからの償還は、水俣・芦北地域振興財団への返済終了後に一括して県に返還されますので、今回の猶予に伴う県財政への影響はございません。

また、チッソが策定中の新たな業績改善計画については、関係金融機関の同意が得られたとの報告を受けており、今後、チッソ支援連絡会議幹事会において確認が取れ次第、近日中にチッソ及び環境省のホームページで公表予定と聞いております。公表となり次第、委員の皆様方には御報告をさせていただく予定でございます。

今後とも、水俣病患者補償の支払いに支障を来すことがないように、引き続き、国とともにチッソの経営状況を注視し、水俣病問題の責任の遂行を求めてまいります。

環境政策課からの報告は以上です。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の②をお願いします。

地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画についてです。

まず、点線の枠で記載しましたとおり、硝酸性窒素は、それ自体は急性毒性をほとんど持ちませんが、乳幼児に酸素欠乏症を引き起

こす可能性があります。そのため、水道及び地下水において基準が定められております。

次に、1番の目的ですが、硝酸性窒素対策の効果的かつさらなる推進を図るため、市町村独自の個別計画策定を支援することを目的として、県の基本計画を今回初めて策定することとしました。

2番目の背景ですが、本県では、これまで、広域的な高濃度化が見られた荒尾、熊本両地域において、県が削減計画を策定し、関係機関と連携して、濃度低減に向けて取り組んでまいりました。

その結果、これら両地域では、個別井戸で見ると、いまだ基準超過や濃度の上昇傾向を示す井戸が確認されておりますが、全体としては、濃度の改善が見られておる状況でございます。一方で、荒尾、熊本地域以外で水道未普及地域での基準超過などが確認されている状況です。

3番の計画の概要ですが、まず、(1)として、熊本市を除いた県内全市町村について、将来的な飲用リスクの観点から、市町村を地図のとおり2種類に分類しました。

そして、赤色で示しております濃度低減のさらなる取組が必要な11の取組推進市町村において、取組推進区域を具体的に示すことで、より優先して取り組む地域を見える化しております。

資料の右側に移ります。

(2)に、市町村が個別計画を策定する流れを示しております。

まず、右の表1では、具体的な取組内容例、下の表2には、それぞれの取組内容での目標の例を示しております。これらを参考にして、市町村が地域の状況に応じた取組や目標などが設定できるよう、県として市町村の個別計画の策定支援を行ってまいります。

資料の裏面をお願いします。

4番の基本計画の期間としましては、取組の効果が地下水に現れるまで長期間を要する

ため、荒尾、熊本地域の削減計画と同様、20年間を設定し、取組推進市町村や基準超過井戸を将来的にはゼロにする目標を掲げ取り組んでまいります。

5番目の今後のロードマップですが、計画策定後3年間については、取組推進市町村重点支援機関として、対策が急務な取組推進市町村に対し、重点的に計画策定を支援します。その後2年間は、予防推進市町村重点支援機関として、令和10年度までに全市町村で個別計画等が策定されるよう取り組んでまいります。

なお、現在、3月4日までですが、パブリックコメントを実施しているところでございまして、今年度内に本計画を策定する予定としております。

環境保全課は以上です。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

報告資料③の第二次熊本県再犯防止推進計画の策定について御覧いただきたいと思います。

1の趣旨及び2の計画期間でございますけれども、本計画は、国の再犯防止推進法に基づきまして、国や市町村、民間団体等と連携しまして、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することで、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的とし、策定するものであります。

令和6年度から10年度までの5か年間の計画の期間としております。

次に、3の計画の概要についてでございます。

(1)計画策定の視点と主な変更点につきましては、再犯防止は国と連携して施策を推進する必要がありますことから、基本方針及び重点課題は、国の第二次再犯防止推進計画に準じた内容としております。

なお、現行の計画にはありませんでしたけ

れども、新たな保護司の人材確保の支援等の新たな取組を追加して策定しております。

(2)対象者につきましては、犯罪をした者とし、(3)の成果目標につきましては、本県における刑法犯検挙者数、その中の再犯者数をさらに減少させるということとしており、基準値を現行の計画の目標であります1,069人として、これよりも減少を目指していくということにしております。

(4)主な施策としましては、就労、住居の確保等や保健医療・福祉サービス等の利用の促進、また、7つの分野での施策を展開していくことにしております。詳細は、裏面に記載しておりますので、御確認をお願いいただければと思います。

最後に、(5)計画の推進体制についてでございますけれども、これは、国、市町村、民間団体等で構成いたします熊本県再犯防止推進連絡協議会等におきまして、定期的に進捗状況を確認しながら施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

くらしの安全推進課からは以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において、取りまとめを御一任いただきました令和5年度経済環境常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主な項目を取り上

げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、7項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、ここに上げた項目は、具体的な取組が進んだものなど代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして、何か御意見等はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、この案でホームページへ掲載したいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、簡易な文言の整理や最新データへの時点修正があった場合は、委員長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の先生方から何かございませんか。——よろしいですか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後0時57分閉会

○吉田孝平委員長 なお、本年3月末をもって役職定年される方が、本日6名出席されております。

6名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様方よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、1人ずつ、一言ずつでも結構でございますので、お聞かせいただければと思います。

最初に、原山観光戦略部長からお願いいたします。

（原山観光戦略部長、竹田企業局長～伊藤工務課長の順に退任挨拶）

○吉田孝平委員長 お疲れさまでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、私からも一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、池永副委員長をはじめ委員各位の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりました。

委員各位におかれましては、県政の抱える重要な課題、諸問題について、終始熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

各部局長はじめ執行部の皆さんにおかれましても、丁寧な説明と答弁をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、先ほど御挨拶をいただきました、この3月をもって役職定年を迎えられる方々におかれましては、長い間県政に携わっていただき、誠に御苦労さまでございました。

これからも、今までの経験と知識を生かされ、新たな場所での御活躍をお祈り申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様の今後のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単でございますが、私からの御挨拶に代えさせていただきます。

お世話になりました。（拍手）

池永副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○池永幸生副委員長 退職される皆様方の働きに本当に感謝申し上げます。

吉田委員長を命がけで守ろうと思ったけれども、なかなかできた委員長で命をかけるこ

とはできませんでした。教わりました知識をこれからの県議活動に生かしていくならばと思います。ありがとうございました。（拍手）

○吉田孝平委員長 以上で終了いたします。

午後1時7分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長